

令和元年

第2回美濃市議会定例会会議録

令和元年 6月 6日 開会

令和元年 6月28日 閉会

美濃市議会

令和元年第2回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月6日)		ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	5
議案の説明		
議第29号(総務部長 北村道弘君)	5
議第30号・議第32号(民生部長 篠田博史君)	5
議第31号(総務課長・選挙管理委員会事務局長 瀬瀬敬久君)	7
議第33号(建設部長 池田健一君)	7
議案の上程	7
議案の説明		
議第34号(総務部長 北村道弘君)	8
休憩	8
再開	8
質疑	8
委員会付託省略(議第34号)	8
討論	8
議案の採決	9
休会期間の決定	9
散会の宣告	9
会議録署名議員	10
第 2 号 (6月21日)		
議事日程	11
本日の会議に付した事件	11

出席議員	11
欠席議員	11
説明のため出席した者	11
職務のため出席した事務局職員	12
開議の宣告	13
会議録署名議員の指名	13
議第29号から議第33号までと市政に対する一般質問	13
1 辻 文男議員	13
1. 美濃市における観光イメージアップにつながる施策について	13
① 市の玄関口となる長良川鉄道美濃市駅前付近の閑散としたイメージを一新するべきと考えるがいかがか。	
② 旧名鉄美濃駅における駅舎の耐震工事およびトイレの改修を早急に行うべきと考えるがいかがか。	
③ 美濃市出身の芸能人野口五郎さんをはじめ、落語家の入船亭扇治師匠、講師の神田京子師匠に観光大使を引き受けていただくことで、美濃市を全国的にアピールできると考えるが、観光大使の制度創設はできないか。	
2. 国土交通省の計画する木曾川水系河川整備計画に基づく整備箇所として決定した長良川の横越遊水地に係る道路について	21
① 都市計画道路の段・西洞線の橋梁区間及び横越・大矢田線について、横越遊水地を視野に入れた新設や改良の計画は、検討されているか。	
② 遊水地工事の工事時期に合わせて施工が可能な状況が揃えば、事業費の軽減や仮設工事、交通規制など様々なメリットが期待できると考えるがいかがか。	
休憩	24
再開	24
2 古田秀文議員	24
1. 市が観光資源と考え活用する花みこしについて	24
① 花みこしの維持継続そして発展の為、市としての支援や対応はどのようなか。	
2. ICTによる地域の活性化について	27
① ふるさとテレワークと呼ばれるICTによる地域の活性化についての考えはどのようなか。	
② サテライトオフィスプロジェクトを活用した企業誘致や人口減対策、地域の活性化についての考えはどのようなか。	
3 山口育男議員	32
1. 給食センター建設について	32
① 進捗状況と今後の計画はどのようなか。	

休憩	35
再開	35
4 永田知子議員	35
1. 「からだ改善プロジェクトモニター事業」の取組みで明らかになった課題について	35
① 事業実施にあたり、参加者の健康実態はどのようなだったのか。	
② 40歳～60歳代の現役世代の仕事への支障はなかったのか。	
③ 広報みの6月1日号で公表されたグラフの結果から推測される原因を含めて、どのように受け止めているのか。	
④ 今年度の事業目標はどのようなか。	
2. ひきこもりについて	40
① この1年間のひきこもりに関しての新たな情報や、実態把握の広がりなどの変化がみられたか。	
② 実態把握のために関連する役員や団体の協力を得て、アンケート文書の送付など働きかけの工夫はできないか。	
3. 化学物質過敏症について	43
① 繁茂する草木の対応に追われる学校や公園、スポーツ施設の敷地内での除草剤使用の現状はどのようなか。	
② 農薬を使わない物理的防除等の取組みの啓発はどのように行われているのか。	
③ 香料被害について、市はどのように認識しているのか。	
休憩	48
再開	48
5 岡部忠敏議員	48
1. 自転車保険加入の促進を求める取組みについて	48
① 本市の自転車事故対策とその周知についての取組みはどのようなか。	
② 外国人労働者や高齢者に対する自転車の交通安全教育はどのようなか。	
③ 市民の自転車保険の加入状況とその周知についての取組みはどのようなか。	
④ 自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体の広がりなどをどのように認識しているのか。さらに本市での取組みはどのようなか。	
2. 国土強靱化地域計画について	51
① 平成27年3月に岐阜県強靱化計画が策定されたが、本市における同地域計画の策定はどのようなか。	
3. 地区防災計画について	53
① 市の災害対応力の向上に繋がる地区防災計画の認定に対する認識はどのようなか。また、課題はあるのか。	
② 地域の特性と地域の強みを生かした地区防災計画の普及、啓発方法はどのよ	

うか。	
6 服部光由議員	54
1. 長良川遊水地などによる洪水対策について	54
① ダムを含む概要はどのようなものか。	
② 地元説明会の経過と出された要望・意見はどのようなものか。	
③ これまでに実施された自然環境調査と試掘調査はどのようなものか。	
④ 木曽川水系流域委員会の審議内容はどのようなものか。	
⑤ 今後の市の対応はどのように考えているか。	
2. のり愛くんについて	58
① 現行システムに至る経過はどのようなものか。	
② 事業に係る経費の内訳はどのようなか。	
③ 国、県からの補助金（名目と内訳、この間の推移）はどのようなか。	
④ 現行制度の見直しについて、どのように考えているか。	
⑤ 市内全域同一料金、停留所の変更増設、中濃厚生病院への運行について、市民からの要望があるが、市の考えはどのようなか。	
3. 太陽光発電施設の開発について	61
① 美濃市における太陽光発電施設の開発などの状況はどのようなか。	
② 美濃市での太陽光発電施設などの開発に対する条例について、どのように考えているか。	
4. 国民健康保険税について	62
① 2014年に全国知事会が要望した国庫からの1兆円の財政投入についてどのように考えているか。	
休憩	64
再開	64
議案の上程	64
議案の説明	
議第35号・議第36号・議第37号（総務部長 北村道弘君）	64
休憩	66
再開	66
質疑	66
委員会付託省略（議第35号から議第37号まで）	66
討論	66
議案の採決	66
委員会付託（議第29号から議第33号まで）	67
休会期間の決定	67
散会の宣告	67

会議録署名議員	68
---------------	----

第 3 号 (6月28日)

議事日程	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	69
欠席議員	69
説明のため出席した者	69
職務のため出席した事務局職員	70
開議の宣告	71
会議録署名議員の指名	71
議案の上程	71
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君	71
民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君	71
委員長報告に対する質疑	72
討論	72
議案の採決	72
閉会の宣告	73
市長挨拶	73
会議録署名議員	75
総務産業建設常任委員会審査報告書	76
民生教育常任委員会審査報告書	76

美濃市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和元年6月6日に令和元年
第2回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和元年5月30日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

- 1、令和元年度美濃市一般会計補正予算（第1号）
- 1、令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
について
- 1、美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市下水道処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 1、財産の取得について

令和元年6月6日

令和元年第2回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 6 月 6 日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第29号 令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第30号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第31号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第32号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第33号 美濃市下水道処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第34号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 8 までの各事件

出席議員 (13名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君

総務課長・
選挙管理委員会
事務局長

瀬 瀬 敬 久 君

秘書課長 西 部 睦 人 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 市 原 義 則

議会事務局次長
兼議事調査係長

辻 美 鶴

議会事務局書記 平 田 純 也

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第2回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長挨拶

○議長（古田 豊君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和元年第2回美濃市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、日ごろより市政進展のため議員活動に御尽力されていることに対し、敬意と感謝を申し上げます。

先月28日には川崎市で通り魔事件が発生し、幼い子供たちの命が亡くなる、こんな痛ましい事件がありました。お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りし、御遺族の皆様にかからお悔やみを申し上げるとともに、負傷されました多くの方々に一日も早い回復を心からお祈りするものでございます。本市といたしましても、登下校時における児童・生徒が極力一人にならないよう、地域の見守りボランティア・警察等との連携を強化するとともに、児童・生徒の防犯意識や危険回避に係る行動を高めるよう指導し、子供の安全確保に努めております。

また、先月22日には、国内最大級の国際自転車ロードレース「2019ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」が開催されました。議員各位を初めコース沿線の自治会の皆様、多くの市民の皆様、ボランティアの皆様、スポンサーの皆様、大変多くの関係者の皆様の御協力・御尽力により大会を無事成功裏に終えることができました。厚くお礼を申し上げたいと思います。

ゴールデンウィーク後は各種事業が本格的に動き出したところであります。政策の柱の一つであります「健康日本一」を目指した元気なまちづくりにつきましては、先月19日に美濃病院健診棟におきまして第1回みの健康講座ラリーというものを開催したところでありますけれども、100名を超える皆様に御聴講いただき、市民の皆様の関心の高さというものを改めて実感したところであります。今後も市民の健康、我々の健康を含めて健康増進に邁進してまいりたいと考えております。

きょうも大変暑い日でございますけれども、九州南部では既に梅雨に入り、この東海地方も間もなく梅雨を迎えるというふうに言われております。昨年の7月の豪雨を考えますと、近年では考えられないような局地的な大雨が降る可能性が多分にあります。先般、内閣府におきましては避難勧告等に関するガイドラインが改定され、災害時に情報の意味を直感的に理解し、避難行動を容易にとれるようにということで、避難情報を5段階の警戒レベルを提

供するということが発表されました。とるべき行動が明確化されたということであります。市のほうといたしましても従来から運用しております防災・あんしんメール、同報無線、防災ラジオ、こういったものを活用し、避難情報の周知を徹底してまいりたいと考えております。市民の皆様におかれましては、早期の情報収集にあわせ、災害に対する的確な行動を心がけていただくようお願いしたいと思っております。

また5月下旬以降、大変暑い日が続いておりますけれども、市民の皆様には、まだ体がなれておりませんので熱中症には十二分に御注意いただき、体調を崩さないようお願いしたいと思っております。

さて、本日の定例会の審議につきましては、補正予算が2件、条例改正が3件、その他が1件の合計6件ございます。議案の内容につきましては後ほど関係者から御説明申し上げますけれども、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

開会・開議の宣告

○議長（古田 豊君） ただいまから令和元年第2回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

開会 午前10時06分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（古田 豊君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長から、さきに配付した報第1号及び報第2号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書の報告、報第3号、地方自治法第243条の3第2項の規定による美濃市土地開発公社の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 服部光由君、4番 豊澤正信君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（古田 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から6月28日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から6月28日までの23日間と決定いたしました。

第3 議第29号から第7 議第33号まで（提案説明）

○議長（古田 豊君） 日程第3、議第29号から日程第7、議第33号までの5案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第29号について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第29号 令和元年度美濃市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ840万7,000円を増額して、補正後の予算の総額を102億3,240万7,000円にするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、5ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

2款 総務費は2万1,000円を増額し、10億9,459万8,000円とするもので、内訳は、参議院議員通常選挙経費2万1,000円は投開票に係る委員報酬で、財源は県支出金でございます。

3款 民生費は838万6,000円を増額し、29億9,713万5,000円とするもので、内訳は、介護保険特別会計繰出金が618万8,000円、児童運営事務経費219万8,000円は子ども・子育て支援システムの改修に伴う経費で、財源は国県支出金が683万8,000円、一般財源が154万8,000円でございます。

以上、今回の補正総額は840万7,000円で、財源内訳は、国県支出金685万9,000円、一般財源154万8,000円は繰越金でございます。

6ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第29号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 次に、議第30号、議第32号の2案件について、民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） それでは、議第30号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集12ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ21億4,603万8,000円とするものでございます。

14ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の2款 保険給付費は財源内訳の変更で、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料の軽減強化を行うため保険料を618万8,000円減額し、同額を、その他財源、一般会計繰入金を増額するものでございます。

歳出の6款 諸支出金は500万円を増額するもので、平成30年度介護給付費交付金のうち社会保険診療報酬支払基金交付金の確定に伴う償還金でございます。財源内訳は、その他財源で、全て繰越金でございます。

15ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第30号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第32号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集18ページと、赤スタンプ2の議案説明資料3ページをお開きください。

改正の趣旨は、介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者に係る介護保険料の軽減強化に関する改正を行うものでございます。

主な改正内容は介護保険料の減額賦課の対象及び保険料の改正で、第1段階被保険者の保険料の年額「2万9,160円」を「2万4,300円」に、保険料基準額6万4,800円に対する割合を「0.45」から「0.375」へ減額割合の強化を行うものでございます。

第2段階被保険者の保険料の年額「3万8,880円」を「3万5,640円」に、保険料基準額に対する割合を「0.6」から「0.55」へ減額賦課を追加するものでございます。

議案説明資料の4ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条第1項から第4項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改めるものでございます。

同条第5項は、第1項第1号に掲げる被保険者の軽減措置を規定するもので、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「2万9,160円」を「2万4,300円」に改めるものでございます。

同条第6項の規定は、第1項第2号に掲げる保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の保険料率について、前5項を準用し、前項中「2万4,300円」とあるのは「3万5,640円」と読みかえる規定を追加するものでございます。

議案集18ページの附則では、1項で施行日を公布の日からと定め、2項では、経過措置を改正後の美濃市介護保険条例第2条の規定は令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

これで議第32号の説明を終わらせていただきます。

以上で、民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（古田 豊君） 次に、議第31号について、選挙管理委員会事務局長 額田敬久君。

○総務課長・選挙管理委員会事務局長（額田敬久君） それでは、議第31号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集17ページ、赤スタンプ2、議案説明資料の1ページをお開きください。

説明は議案説明資料で行わせていただきます。

今回の改正内容は、最近の物価の変動等を踏まえ、選挙における事務費等の基準額を見直すため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料2ページの新旧対照表をごらんください。

別表中、選挙の投開票に当たる者の報酬額を見直すもので、投票所投票管理者の報酬を日額「1万2,600円」から「1万2,800円」に、期日前投票所投票管理者の報酬を日額「1万1,100円」から「1万1,300円」に、開票管理者及び選挙長の報酬を日額「1万600円」から「1万800円」に、投票所投票立会人の報酬を日額「1万700円」から「1万900円」に、期日前投票所投票立会人の報酬を日額「9,500円」から「9,600円」に、開票立会人及び選挙立会人の報酬を日額「8,800円」から「8,900円」にそれぞれ改めるものでございます。

また、附則では、施行期日を公布の日からと定めております。

以上で議第31号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（古田 豊君） 次に、議第33号について、建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） それでは、議第33号 美濃市下水道処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の19ページを、あわせて赤スタンプ2番、議案説明資料の6ページをお開きください。

本条例の改正趣旨は、工業標準化法の一部が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、第3条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

なお、附則の条例の施行日を令和元年7月1日からとするものでございます。

以上で議第33号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（古田 豊君） 以上で、5案件の説明は終わりました。

第8 議第34号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 次に、日程第8、議第34号について議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第34号について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） それでは、議第34号 財産の取得について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の20ページをお開きください。

美濃市消防団の大矢田分団に配備いたします消防ポンプ自動車1台の購入につきまして、本年5月23日に入札を行い、落札業者が決定いたしましたので、5月24日付で仮契約を締結いたしました。

つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得の予定価格が2,000万円以上でございますので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容について御説明させていただきます。

取得する財産は、大矢田分団第3部に配備する消防ポンプ自動車1台でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約の金額は、2,090万円でございます。契約の相手方は、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔でございます。

以上で議第34号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第34号について、原案に可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから6月20日までの14日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから6月20日までの14日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については6月10日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（古田 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月21日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前10時26分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月6日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 服 部 光 由

署 名 議 員 豊 澤 正 信

令和元年6月21日

令和元年第2回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 6 月 21 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 29 号 令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 議第 30 号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第 31 号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 32 号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 33 号 美濃市下水道処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 7 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 7 までの各事件

(追加日程)

- 議第 35 号 工事請負契約の締結について
- 議第 36 号 工事請負契約の締結について
- 議第 37 号 工事請負契約の締結について

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君

教育次長	澤村 浩 君	美濃病院事務局長	林 信一 君
民生部参事	辻 幸子 君	参事兼 都市整備課長	島田 勝美 君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	瀬瀬 敬久 君	総合政策課長	不破 啓勝 君
秘書課長	西部 睦人 君	市民生活課長	村井 和仁 君
健康福祉課長	永田 幸泰 君	産業課長 (農業委員会事務局長)	佐藤 裕之 君
美濃和紙推進課長	高橋 保雄 君	土木課長	後藤 幸泰 君
教育委員会 教育総務課長	井上 博司 君	教育委員会 人づくり文化課長	早戸 智也 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原 義則	議会事務局次長 兼議事調査係長	辻 美鶴
議会事務局書記	平田 純也		

開議の宣告

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 梅村辰郎君、6番 永田知子君の両君を指名いたします。

第2 議第29号から第6 議第33号までと第7 市政に対する一般質問

○議長（古田 豊君） 日程第2、議第29号から日程第6、議第33号までの5案件を一括して議題といたします。

日程第7、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、9番 辻文男君より、一般質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、一般質問2点を一問一答にて行います。

最初の質問は、美濃市における観光イメージアップにつながる施策についてであります。

私たちの美濃市は、「美濃和紙とうだつの上がる町並み」、これをキャッチフレーズにして、伝統的建造物群保存地区としての静かなたたずまいが観光客の皆さんから高い評価を得ていると言われております。自家用車で、あるいは観光ツアーの中継スポットとして団体バスなどで来ていただいておりますが、ほかにも名古屋から高速バスや長良川鉄道を利用してお越しいただく方もあります。

長良川鉄道では、お座敷列車や特別仕立ての観光列車「ながら」の運行で、鉄道はもとより沿線市町の観光誘客ということの効果も視野に入れて運営されています。列車内では女性のアテンダントが、市内の各駅に差しかかると駅周辺の観光スポットなどを紹介する、そういうサービスも行っております。

市内には、松森、美濃市、梅山、湯の洞温泉口、洲原、この5つの駅がありますが、美濃

市駅には次のような説明をされています。実際の紹介文を長良川鉄道の許可を得て手元にいただいておりますので、ちょっと読んでみたいと思います。

美濃市は、美濃和紙とうだつの上がる町並みで有名なまちです。水が命と言われる和紙づくりに適した清らかな長良川の水を利用して大量に生産され、奈良時代から現在に至るまで長良川流域の発展を促しました。今も美濃市の北西部に位置する蕨生地区を中心に、伝統を誇る手すき和紙職人が残っています。記憶に新しいのは、2014年に日本の手すき和紙技術としてユネスコ無形文化遺産に登録され、美濃の手すき和紙づくりの技術力の高さが改めて世界的に評価されました。

次にとまります美濃市駅のホームには、毎年10月に、うだつの上がる町並みで開催されます「美濃和紙あかりアート展」の過去の作品の展示があります。夜になると灯がとまり、美濃市駅は幻想的な雰囲気になります。しかし、残念ながら今年の台風で作品が壊れ、残念ながら現在は展示をされていません。「美濃和紙あかりアート展」とは、美濃和紙でつくられたあかりのオブジェを全国的に一般募集し、うだつの上がる町並みに夜間、屋外展示をして審査を行うイベントです。2日間の開催で10万人以上の観光客が訪れる大変人気のあるイベントです。

美濃市駅より歩いて15分ほどの場所に、うだつの上がる町並みがあります。江戸時代に紙問屋を中心として栄えた商家の町並みが当時の景観を保ちながら残されていることから、伝統的建造物群保存地区に認定されています。「うだつ」とは、家と家の間を隔てるように建てられた防火壁のことを言いますが、江戸時代中期になると、てっぺんについている飾り屋根の豪華さを競い合うようになり、富の象徴としての意味合いが強くなりました。そういったことから、うだつには同じ形のものが二つとないそうです。ぜひ全てのうだつを見比べ、好みのものを見つけられてはいかがでしょうかといった紹介でございます。お手元の資料の1番には、美濃市の駅をおりて外を見た、こんな感じの写真と、目の字を中心にした市内の観光マップ、それと待合室の状況を入れた写真としてありますので、ちょっと参考にしながら聞いていただけたらいいかなというふうに思います。

国土数値情報（駅別乗降客数データ）、これは国土交通省の国土政策局が平成29年度に出したデータですけれども、これを加工して作成した美濃市駅の乗降客数は、1日平均で173人となっています。全てが観光客とは言えませんが、年間約3万人、これほどの観光客が、この美濃市駅から市内観光に向かっていると言えるのではないかと思います。この方たちは、先ほどの列車内放送をお聞きになって美濃市駅でおられるわけですから、駅の改札を抜けるとどんな光景が飛び込んでくるのかなあという、そういう期待感があふれているんじゃないかなということは想像できると思います。そして、実際に改札口を出ると、少なからず「えっ」という驚きの表情が出ると思います。タクシーが1台待機しているだけの閑散としたイメージというのは、伝統的建造物群の保存地区、こうしたところのイメージにはつながるかもわかりませんが、少なくともちょっと期待感を裏切る、そんなふうになるんじゃないかなというふうに思います。

お手元に配付した資料では、先ほども申しましたが、美濃市駅の改札を出たときに飛び込んでくる駅前の風景と、うだつの上がる町並みの散策マップ案内板、駅の待合室の風景を届けてあります。マップはきれいに描かれておりますけれども、せめて、これが今、900掛ける1,800の普通の合板1枚分の大きさぐらいなんですけれども、これを4枚合わせたぐらいの大きさがあると、ちょっと来訪された皆さんには大きく飛び込んできてインパクトがあるんじゃないかなというふうには思います。

ゴールデンウイーク直後の5月12日には、野口五郎さんの歌碑の除幕式と市への寄贈式が開催され、私も参加させていただきました。市外、県外から100名を越すぐらいのファンの方々がお見えになっていましたが、長良川鉄道を利用して来てくださった方には、皆さん駅前の寂しさをそれぞれ口にしてみえました。うだつの上がる町並みへの方向や所要時間、町並みの見どころ、そういった案内があるといいねというような声も多く聞かれました。うだつの上がる町並みも、新しいホテルの開業や、こういったホテルの開業に伴う新規営業を始める店舗の進出も期待できて、国内外を問わず観光目的で当市を訪れていただく観光客の増加が見込まれますし、ぜひそうであってほしいという願望は日に日に強まってきます。

春夏秋冬、いつのシーズンでも見どころいっぱい的美濃市内を簡単に案内する仕掛け、美濃市を訪れてくださった皆さんへの感謝を伝えるウェルカムボード、こういったものを、これからの美濃市のにぎわいをつくり出す原動力となる観光客の皆さんを迎えるに当たり、市の玄関口となる長良川鉄道的美濃市駅前付近の閑散としたイメージを一新すべきというふう考えるんですけれども、この点について産業振興部長の考えを求めたいと思います。答弁のほうをお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 皆さん、おはようございます。

御質問の観光イメージアップにつながる施策についての1点目、長良川鉄道美濃市駅前付近の閑散としたイメージを一新するべきと考えるが、いかがかについてお答えいたします。

現在、美濃市を訪れる観光客の交通手段は、自家用車、あるいは観光ツアーバス、高速バスを含んだ路線バス、長良川鉄道などで来訪されていると考えております。詳細な調査を行っておりませんが、その大半が自家用車、あるいはツアーバスで当市を訪れており、長良川鉄道を使って来訪される方は一番少ないと考えております。長良川鉄道の調査では、通勤・通学を除いた一般客の1日の乗降者数が市内の5つの駅のうちで一番多い美濃市駅では、直近3年間の平均で、乗車・降車とも約27人、合計約54人となっております。なお、平日の昼に観光客を見ることは少なく、土・日に多くの方が見えると思っております。

このように自家用車で見える方が多い状況を鑑み、駐車場の整備、市営駐車場の有料化など駐車場の確保に力を入れてまいりました。長良川鉄道で美濃市へ来訪された方々が、美濃市駅をおりて、うだつの上がる町並みへ続く広岡町通りには旧名鉄美濃駅もございますが、議員がおっしゃるとおり閑散としており、観光客をお迎えする市の玄関口として整備をすることは大切なことであると考えます。今までには駅前を10分の1マラソンのスタート地点と

して、長良川鉄道とJR東海が連携して行っている「さわやかウオーキング」の発着点として活用したりしております。「さわやかウオーキング」の際には駅前で観光パンフレットの配布、お土産などの物販を行い、観光客をおもてなしの心でもってお迎えし、観光PRを図っているところであり、引き続き行っていきたいと思っております。

しかしながら、駅前のイメージを大きく一新するような整備は市の実情では困難であると考えます。今後は、既存の案内看板の修正、各種観光パンフレットの設置など、観光客へのおもてなしをする体制を整えていきたいと存じます。

また、駅前に古民家を活用した飲食店がオープンされ、観光客の方にも利用されており、にぎわいをつくるという点では、こういった民間の力も必要であると考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） なかなかお金のかかることですので、すぐできるということにはならないと思いますけれども、やはり今おっしゃったように観光客を迎えるという、こういう気持ちというのを何らかの形で生かせるようなことを、またこれからも考えていただいて、できる限り実現できるような形でまた考えていただければいいかなと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

先ほども述べましたが、5月12日に旧名鉄美濃駅に野口五郎さんの歌碑「私鉄沿線」の歌碑が建立されて、武藤市長も出席されて、この歌碑の寄贈を受けられました。このことによって、駅舎や電車を目当てに訪れる方のほかにも歌碑を目当てに訪れる野口五郎ファン、観光客、こういった方が多くなるということも予測されます。しかし、同じ敷地内にある関連施設である旧名鉄美濃駅舎と隣接する公衆トイレについての質問をいたします。

旧名鉄美濃駅舎の耐震工事については、平成28年第1回定例会において早期着工の必要性を要求する質問に対して、文化庁の補助金が受けられるよう協議を進めると言いつつ、保存活用計画は、平成29年度中に策定をして30年度以降に整備を予定しているという、こんなような答弁をいただいております。また、同じ質問の中で滞在時間をふやす、そういうスポットとして隣接するポケットパークに藤棚を設置した整備を行い、トイレについても平成30年度以降に予定される改修工事にあわせて改築も行う、こんなような答弁もいただいております。折しも先月、野口五郎さんの歌碑の寄贈も受けており、市が目指すところの滞在時間をふやす観光スポットとしての、その性格を強めているところだと思います。

昨今の地震、ゲリラ豪雨、台風が頻発している気象状況を考えると、観光客への被害を最小限度に食いとめるためにも、一刻も早い名鉄美濃駅の改修工事着工が望まれるところであります。このことから旧名鉄美濃駅の駅舎耐震工事とともに併設されているトイレの改修工事、これを早急に行うべきと考えますが、いかがですか、産業振興部長に答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 2点目の旧名鉄美濃駅における駅舎の耐震工事及びトイレの改修を早急に行うべきと考えるが、いかがかについてお答えいたします。

旧名鉄美濃駅は国の登録有形文化財に登録されているため、改修や耐震化工事につきましては手続や手法を十分検討していく必要がございます。文化庁は平成24年2月、文化財を活用するための保存・活用計画である歴史文化基本構想を策定することによって、文化財を観光資源に活用できる指針をつくりました。ことし4月には基本構想が保存地域活用計画に改正されましたが、これに基づき現在、市全体の文化財の保存・活用計画である美濃市文化財保存活用地域計画を策定中であり、旧名鉄美濃駅につきましても、今後、歴史的文化資産として位置づける予定をしております。しかしながら、改修や耐震化工事につきましては多額の費用がかかることが考えられます。

また、さきに発表したとおり、平成29年3月の美濃市公共施設等総合管理計画の調査結果として、現在の公共施設を更新するには今後40年間に約1,100億円が必要であると試算されました。したがって、このような状況を鑑み、市民生活に直結した事業などから優先順位をつけて順次進めていきたいと思っておりますので、旧名鉄美濃駅の駅舎の改修及び耐震化工事につきましては、早急な事業の実施は困難であると考えております。

[9番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

今の答弁の中で、旧名鉄美濃駅の改修及び耐震化工事などについては早急な事業実施が困難と、これは非常にお金がかかるということが主な原因だというふうにお聞きしましたが、トイレの改修についても実施が困難ということですか。これが1点です。

それからもう一点は、市民生活に直結した事業などの優先順位によって順次進めていく予定ですが、改修工事、耐震化工事については早急な事業実施は困難という答弁をいただきましたが、この駅舎については現在公開の状態にあります。折しも今週の18日夜には山形県沖を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、この地震により新潟県では最大震度6強を観測しました。観光客が旧名鉄美濃駅の駅舎内にいる状態で、こうした突然地震が美濃市を襲うということは誰もが想像するところであります。耐震工事が必要であるということ認識をしながら、先ほど答弁にあったように、費用の点が主だと思いますが、諸般の事情から工事の施工がなされていない、あるいは先送りされている、こういうような場合には大きな問題になるんじゃないかなというふうに思います。

想定ではありますけれども、このような事態に対して、つまり地震等が起きた場合には、どのような考えを持って対応するのか、この2点について答弁をお願いします。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 再質問のトイレの改修について及び地震が起こった事態に対し、どのような考えを持っているのかについてお答えいたします。

トイレの改修につきましては、旧名鉄美濃駅の改修計画に盛り込み一体的な整備をすることとしておりますので、トイレのみ先行した改修につきましては、現段階では実施は困難であると考えております。

なお、地震についてのお尋ねがございましたが、駅舎につきましては、当面は簡易的な耐震診断を実施し、その結果により危険と判断される場合は公開に制限を加えるなど、訪れる市民や観光客の安全の確保を最優先に努めてまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 私は、文化財指定を受けているのは旧名鉄美濃駅で、トイレは市の固有財産であると、こんなふうを考えておりますので、維持管理は別に対応できるんじゃないかなというふうに考えていますけれども、駅舎と一緒にないと改修できないと、こういう答弁なので、ちょっと釈然とはしませんけれども、そこはまた別の機会にただしたいというふうに思います。

また、地震を想定しての対応は、簡易的な耐震診断を実施し、結果によっては安全確保の処置をとるということです。これは、ぜひ早期に耐震診断を実施していただいて結果を知らせていただく、このことを要望したいと思います。僕は、既に耐震診断がなされて対応しなければいけないんだなというふうにちょっと思っていましたので、ここはちょっと認識を変えて、またこれからの展開に気をつけていきたいと思っております。

答弁でも公共施設等管理計画の施設更新の計画、市民に直結した事業の優先順位、こういったものによって事業実施の時期を決めるとの考えを示していただいておりますので、こういうことについても改めてまた別の質問の機会を設けて、実施に向けてどう取り組んでいくのか、そういったことをまた考えてみたいと思います。

それでは、最初の質問の3番目、観光大使の制度創設はできないか、このことについては市長に答弁をお願いいたします。

我が市は人口わずか2万人を超える小さな自治体であります。文化芸能面においては近隣の市町に引けをとらない有名人を輩出していることは既に周知のところであります。先ほど来話題になっております寄贈を受けた歌碑に刻まれている「私鉄沿線」の野口五郎さん、今週の月曜日の17日に美濃ふるさと後援会ということで美濃市へ帰って講談を披露していただいた神田京子師匠、それから落語家の入船亭扇治師匠、この御三方は、五郎さんは相生町（※訂正：常盤町）、神田京子さんと入船亭扇治師匠については、ともに東市場で生まれ、中学・高校まで美濃で過ごした生粋の美濃人であり、美濃市を発信するには最適・最高のキャラクターだなというふうに思っております。それぞれジャンルが異なる芸能人ということで、ファン層もさまざま、全国展開で活動していらっしゃるという、まさに観光大使にうってつけだと考えるのは、私だけではなく、多くの市民やファンの皆さんも囑望されているというふうに思っております。

皆さんに機会あるたびに美濃市をアピールしていただけるということは、テレビ媒体のニュースやツアー・オブ・ジャパンの宣伝効果とは、また一つ異なる美濃市をアピールしていただけるものと確信しているところであります。何とか美濃市の観光大使を引き受けていただきたいものと思いましたが、現在、美濃市にはこうしたことを定めた規定がないと

ということがわかりました。観光大使として市の魅力を生かしたシティーセールス、市の観光PR、市の観光施策に対する意見、提言等の活動をお願いする以上、やっぱり観光大使設置条例を制定するのが一番いい最良の策というふうに考えております。

制定に向けては、さまざまな対応を考え、検討する必要はあろうかと思えます。お手元に資料として配付させていただきました四日市市の観光大使の設置条例は平成24年に制定されておりますけれども、7つの条項から、設置の趣旨、対象、選任、任期、活動等、事務局、委任、こういった簡単な条例になっています。こうした観光大使、あるいは芸能人の方々が頻繁に美濃市を訪れていただけるような今のときに、この観光大使設置条例を創設するという事はいい機会だと思いますが、こうした創設はできないのでしょうか、市長、答弁をよろしくをお願いします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 美濃市における観光イメージアップにつながる観光大使の制度創設ということについてのお尋ねでございます。

御承知のとおり野口五郎さんは、デビュー当時から西城秀樹さんや郷ひろみさんとともに新御三家として歌謡界に旋風を巻き起こし、今もなお歌手として、あるいはまた俳優として御活躍をされております。今までに美濃市とのかかわりは、市制施行40周年の折に、記念ソング「乱舞m i n o」の作曲をいただいております。この曲は、市制40周年記念事業の仮装コンテストで流され、まちじゅうで多くの市民の皆様が踊ったり、また小学校の運動会で放送されたりしましたので、記憶のある方もお見えになるかと思えます。さらに、平成20年及び平成26年の市制60周年には、ふるさと凱旋コンサートを市文化会館で開催していただいているところがございます。また、市内を紹介する各種テレビ番組にも御出演いただき、美濃市のPRにも多大な貢献をいただいております。

最近では、先ほど議員も申されましたけれども、5月12日にファンの方が中心になって、旧名鉄美濃駅に野口五郎さんの大ヒット曲である「私鉄沿線」の歌碑を寄贈された際に、本人みずから除幕式に御出席いただきました。

入船亭扇治さんは、軽妙な語り口と時事ネタを取り入れた落語で活躍されているところがございます。平成13年、真打ちに昇進し、その折には市文化会館で真打ち昇進披露講演会を、扇橋師匠初め一門の精鋭とともに開催をいただきました。また、地元東市場の教泉寺では「みの噺扇会」という独演会を平成8年ごろから定期的に行っていたり、神田京子さんとともに、市民の劇場「二人の会」を開催していただいたりしております。

神田京子さんにつきましては、婚活イベント、あるいは元気わくわく講演会など、市のイベントやNPO法人やまびこさんの独演会などで講演をいただいております。平成26年に真打ちに昇進されたときには、美濃市で神田京子美濃ふるさと後援会が発足されました。最近では、ことし5月26日には講師としての活動20周年を記念し、「芸歴ノ二十歳」と銘打った独演会を市文化会館で開催いただき、多くの市民やファン、関係者の皆様に集まっていたいただきました。ちなみに、私も神田京子美濃ふるさと後援会の会員の一人でございます。

れども。

また、入船亭さんと神田さんは、ことしの4月、開催50周年を迎えた美濃流し仁輪加コンクールにおきましても落語並びに講談をしていただき、会場をにぎわしていただきました。あわせて仁輪加の特別審査員も務めていただきました。

このように、野口五郎さんを初め入船亭扇治さん、神田京子さんなど美濃市出身の著名な方々には現在も協力いただいております、大変感謝をしているところでございます。議員さんお尋ねの観光大使制度につきましては、現在のところ創設、導入は考えておりませんが、こういった方々には今後も引き続き、いろいろな節目節目のイベントの際には御参加をいただき、美濃市のPRなど多面において御協力をお願いしておりますし、これからもお願いをしてみたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今、市長の答弁では、野口五郎さん、扇治師匠、それから神田京子さん、それぞれの皆さんが今まで美濃市に対していろんな形でかかわりを持っていただいて、市のPRには多大な貢献があったと、こんなふうには述べられました。しかし、現在のところ条例の創設や導入を考えていない、そういう考えも示されましたが、その根拠、理由については言及されておりました。やはり提案を受け入れないと、受け入れないと言うとちょっと言い方が悪いんですけども、そういう見解を述べられたということであるなら、その理由をお聞かせいただきたいなと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 制度創設の提案を受け入れない理由が述べられていないということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、野口五郎さんとか入船亭扇治さん、神田京子さんを初め大学の教授、お医者さんなど美濃市出身の著名な方々には十分御支援を、協力をいただいておりますので、制度導入については考えていないところでありますけれども、また美濃市には美濃特派員制度というのがございまして、首都圏及び関西圏において市内出身者をお願いをし、市の広報紙やイベント情報などを送付し、美濃市を広くPRいただいているところでございます。当面は制度の有無にかかわらず、いろいろな場面で関係者の皆様に美濃市のPRに御協力をいただきたいと思いますと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今の答弁では、特派員制度というのがあるので観光大使の制度は必要ないんじゃないかなという答弁だったと思います。私もちょっと市の例規集で美濃特派員制度というのを検索したんですが、出てきませんでした。インターネットでググってみても、そういったことが文言としてはひっかかってきません。ということは、この制度というものは余り知られていないし、現在それがどういう形で運用されているのかなというのも、ちょっと明確にはなっていないんじゃないかなと。事実、私も、この答弁を聞くまでは全く知らな

い制度だったんですね。それで、私が観光大使の制度があればいいなというふうに思うのは、美濃市で生まれ育った著名な皆さんが活動されているとき、そういったときにはいろんな場面で打ち合わせだとか、あるいは舞台の中でそれぞれのせりふ、トーク、こんなのをされるんですけれども、こういう観光大使という肩書を持ってもらうとか使っていただくことによって、いろんなところで美濃市の風物とか風景とか、こういったものを話の中でアドリブとして話していただける、そんな機会がより提供できる、そういういいきっかけになるんじゃないかなという、そういう思いからであります。

市長は、いつも少ない費用で美濃市をアピールするということの効果について、いろんな機会を通じていつもお話になっております。そういう意味では前向きに対応していただけるのかなあとかすかな期待を持っておったんですけれども、ちょっと積極的に答えていただけなかったのは残念だなあというふうには思います。

市長みずから、制度にかかわらず、いろいろな場面で協力を求めていくということですから、できるだけ多くの著名な方々へ会われる機会も大変多い方ですので、ぜひまた特派員という形のお声がけをしていただいて、どんどん特派員をふやしていただきながら大きな効果が生まれるというふうに期待したいと思います。もちろん私が存じ上げているような特派員候補となるような、そんな著名な方は数は少ないんですけれども、美濃市のアピールということについて、そういったことを少しでもしていただけるような、そういう働きかけを私なりに微力ですけれども続けたいと思います。

それと、先ほども言いましたけれど、特派員制度というのはあるということですが、今、これを市民の皆さんとか我々も見ることができないものですから、そういったものがあるならば、やはり例規集に載せていただけるような整理をちょっとしていただいて、ぜひ載せていただければ、今回の観光大使という条例の制定ということとは違った意味で、また有効に活用できると思いますので、この点はぜひお願いしたいと思います。

これで1番目の質問は終わって、2番目の質問に入りたいと思います。

2番目の質問は、国土交通省の計画する木曾川水系河川整備計画に基づく整備箇所として決定しました長良川の横越遊水地、これに係る道路についての質問になります。

先月5月20日に、大雨による長良川の増水に備え、川沿いの農地に一時的に水をためる遊水地の候補地として美濃市と関市の2カ所の農地が選ばれた、国土交通省からそういったことを発表したニュースがNHKの番組で流れております。美濃市の都市計画道路段・西洞線の橋梁区間は、まさにこの遊水地を、美濃病院の横から横越に向かって横切る形で計画されています。また、同じく市道横越・大矢田線も、この長良川に並行して、当然計画される遊水地にも並行して走っており、現在は供用されている道路であります。私たち議員に対しては、既に平成27年9月の全員協議会終了後に、国土交通省から担当者がお見えになって計画の概要についての説明の場を設けていただいて話を聞いております。この時点では本当に大まかな計画説明でありましたけれども、大きな異常な出水が発生したときには下流域へ河川水位が急に上がっては避難するのが大変なので、こういったものを少しでもおくらすために

こうした遊水地をつくりたいと考えていると。自分自身も前職では建設業にも従事していたということもありましたので、大変興味深く拝聴したという記憶を持っています。

こうした大規模な建設プロジェクトが美濃市で施工されるということは、我が市の土木関係の職員さん初め土木行政にとって大きな学びの場を提供していただけると、こんなこともあって、建設関係の職員さんたちにもどのような計画が提示されるのかなあというのを楽しみにしてみえるのだろうかなど推察をしているところです。

都市計画道路については、これは着手するいい機会になるのかなあと、なかなか橋ができませんあということ、皆さんいつも何かという話題になる部分でありますのでいい機会なのかなと、こんなふうにも考えていました。

そこで、最初の質問ですけれども、都市計画道路の段・西洞線の橋梁区間及び市道横越・大矢田線について、横越遊水地を視野に入れた新設や改良の計画は検討されているのか、建設部長に答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 都市計画道路の段・西洞線の橋梁区間及び横越・大矢田線について、横越遊水地を視野に入れた新設や改良の計画は検討されているのかについてお答えいたします。

都市計画道路の段・西洞線は、市の東西軸として昭和50年に都市計画決定されております。長良川を橋梁で渡る区間を含む中央地区から横越地区の延長630メートルは、美濃市平成まちづくり改革に係る提言書において、工業団地や住宅団地の開発プロジェクトなど確固たる計画をもとに進めるべきであり、経済波及効果を測定する必要があること。また、沿道利用の具体的な計画がない中で、緊急性に乏しく優先度は低いこと。ほかには県道の主要地方道岐阜・美濃線が東西軸として美濃インターチェンジに接続し、沿線には美濃テクノパークが隣接するなど、広域的にも重要な路線であり、地域経済に及ぼす影響は大きいことなどの理由から、提言を尊重し、事業を凍結したものでございます。

昨年の地元説明会の意見の中には橋梁の建設要望はありましたが、過去の用地交渉の状況、それから現状の交通量、沿線利用状況及び主要地方道岐阜・美濃線の4車線化改良事業の進捗状況から、本市といたしましては、新たな橋梁計画ではなく山崎大橋の4車線化に向け、早期の事業化を県に対して要望しております。したがって、段・西洞線の橋梁区間につきましては現状において整備をする計画はございません。市道横越・大矢田線につきましては、長良川右岸を南北に結ぶ主要な幹線道路となっております。当該地区の一部は1.5車線区間であることから、大型車両同士のすれ違が困難な状況となっている状況でありまして、円滑な交通の支障となっていることは認識しておりますが、道路拡幅等の改変については河川堤防を兼ねておることから、堤防の機能を損なうことがないよう検討を必要としております。遊水地が整備される中で、周辺道路に関して市民の意見に耳を傾けまして課題について考えてまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 都市計画道路段・西洞線に計画されている横越地区までの延長630メートル区間は事業が凍結されているという答弁でした。橋梁をつくらないと、こういうことだと思います。初めて耳にしたんですけれども、凍結に至った理由ということについては十分理解をいたしました。

また、山崎大橋の4車線化に交通の流れをシフトしていくという方向性も理解はいたしました。それに向けて、やっぱりいろんなことを考えていかないかなあということは皆さん共通の認識だと思いますので、またいろんな機会を通じて、先ほどもありましたように、市民の皆さんの声も聞きながら常に頭に置いて進めていっていただきたいと、こんなことを思っております。

次に、2つ目の質問です。

将来、横越調整地の実施設計が提示される時期になってきますと、我が市でも施工計画、こういったものがもし検討されているなら、国土交通省との協議をする場面において主張できるところも出てくると思います。私の経験からしても既に大まかな、こういった道路にしたいとか、先ほども話があったような1.5車線を何とか2車線とか、大型がすれ違えるような形にしたいというような、そういう構想を持っておれば調整地の工事期間とか施工可能な範囲、こういったものを国土交通省との打ち合わせの場でいろいろ出していって、共通仮設であったり事業費の面でもいろんなメリット、交通規制もそうですけれども、そういったものが出てくる、そういう機会が多分にあるというふうに思っております。この点についてどのように考えてみえるのか、建設部長に答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 遊水地の工事期間に合わせて施工が可能な状況がそろえば、事業費の軽減や仮設工事や交通規制など、さまざまなメリットが期待できると考えるが、いかがかについてお答えいたします。

遊水地の計画については、令和元年5月20日に行われました木曾川水系流域委員会におきまして、長良川遊水地の候補地選定としまして国土交通省の選定による6候補地から、本市の横越地区と関市池尻地区の2カ所が了承されたところでございます。国土交通省において木曾川水系河川整備計画の変更を進めることが了承されておりますが、横越地区遊水地計画につきましても木曾川水系河川整備計画が変更された後に進められることから、今回の事業に関しては詳細な計画はこれからだと聞いております。

今後は、地元の安全・安心に配慮した計画となるよう周辺整備について国土交通省と調整を図りながら進めるとともに、事業費の軽減などのメリットについても研究してまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 横越地区の遊水地事業に関しては、これから進められる国土交通省の河川整備計画の変更に基づいて詳細な計画に取りかかると、こういうことを理解しました。

先ほど答弁にもありましたように、市道横越・大矢田線については円滑な交通を担保するための最高の提案をもって国土交通省との協議に参画できるよう、そういったさまざまな課題に対しての研究を鋭意進めていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。この点に関しては途中経過など、やっぱり情報公開に努めていただいて、あわせて市民の意見も尊重していただけるよう今後も見守っていきますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、今回の一般質問に対しての各担当部長、市長からの答弁をいただいた中で、私は二宮尊徳の言葉をちょっと思い出して皆さんと一緒に考えてみたいというふうに思いますので、少しだけ時間をいただきたいと思います。

「遠きをはかる者は富み、近きをはかる者は貧す」、世の中の変化は激しいけれども、激しくても激しくなくても、常に長期的に将来のことを考えなさいという、こういう言葉だと思います。今、ここでこういう種をまけば将来こういったものが実ってくる、こういう中・長期な戦略を持つべきであると、こんなことだと思います。観光戦略にしても、こうした建設戦略にしても、現状の厳しさ、こういったものはあるんですけども、やはり人の役に立つ、人を幸せにする、美濃市のためになる、美濃市の市民にとって有益である、こういったことの思いから取り組む仕事というのは必ず花が咲く、そんな思いで、これからも皆さんと一緒に美濃市のために取り組んでいきたいということを思っております。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴どうもありがとうございました。

○議長（古田 豊君） これより10分間、休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 古田秀文君より、一般質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 皆様、こんにちは。

議長から発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして、私は一般質問2点を一問一答にて行いますので、よろしく願いいたします。

まず最初の1点目であります。

市が観光資源と考え活用する花みこしについて、産業部長にお尋ねをいたします。

早いもので、美濃まつりが終わって、はや2カ月となろうとしています。祭り当日は多くの観光客の方が美濃を訪れ、大変にぎわいにあふれました。ことしも昨年同様、観光駐車場で花みこし展示が実施をされました。ことし1月に各自治会に出した市長からの趣意書には、昨年のみこし展示が美濃和紙の発信と観光誘客に大いに寄与できた。また、花みこしは美濃市を強く発信していくための宝の一つであり、美濃和紙のPRや観光誘客につながる市にとって大変重要なものであったとありました。まさにそのとおりであり、この花みこしを使

って美濃市をPRすることは大変すばらしく、よいことだと思います。

ただ、視点を変え、花みこしを中心とするこの美濃まつりの実施に当たり、各町内どれだけの苦勞のもとに祭りを運営しているのか。現実、この祭りをを行う当事者の各自治会には多くの悲痛な声や問題があります。年が明けると自治会より各家々に材料が配られ、まずはこよりを作ります。それを2枚交差にした花に通してのりづけ、その後、できた花をのりをつけながら竹に巻いていく。竹の数は1町内約300本ほどになります。この一連の作業がどれほど大変な苦勞であるか。今や祭りを担う各自治会は、高齢化、独居世帯、その他さまざまな事情で、この花づくりが困難な世帯がふえており、花づくりの割り当てが来るたびに多くの住民が悲鳴を上げています。それぞれさまざまな事情で、この一連の作業ができない家は外部に依頼をします。聞くところによりますと、こよりと花づくり、そして、この竹刀に巻いて竹1本仕上げてもらうのに数千円かかると言われます。これが世帯数の少ない町内では1世帯7本や8本となり、経済的な負担は避けられません。また、みこしのつり手の問題もあります。若者の流出による人口減、そして高齢化、ほとんどの町内が外からの応援で成り立っています。これにも金銭が発生してくる場合があります。各家々、そして各自治会は、毎年これらの問題に直面しながら今まで何とか祭りを維持しているわけであります。

そんな中、今回の展示事業についても昨年よりさまざまな意見をいただいております。市は、みこしを観光PRに使うことはいいが、そのほかの問題にも耳を傾け協力してほしいとか、もう数年で私たちの町内はみこしをやめざるを得ないと思っている。何とか祭りを維持するための工夫をしてほしいなど、まだまだ多くの意見があります。将来にわたって、この花みこしを市の看板イベントとして、また美濃市の誇る観光資源として考え活用していくのなら、これらの問題点をしっかりと洗い出し、祭りの中心となる花みこしの維持継続、そして発展のために、市としてどのような支援や対応ができるのか、その考えを伺います。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 御質問の花みこしについての維持継続、そして発展のため、市としての支援や対応はどのようなかについてお答えいたします。

毎年4月に開催される美濃まつりには、その主役である花みこしを楽しみに多くの観光客が当市に訪れます。この花みこしは国内唯一のものであり、美濃和紙のPRや観光誘客につながる市にとって重要な観光資源と考えており、昨年から2回目となりますが、美濃まつりの前に自治会や団体の皆様の御協力をいただき、花みこしの組み立て作業や、雨天でも見学ができるよう会場を設置いたしました。美濃まつりにつきましては観光資源として考えているため、花みこし・山車・練りものなどに参加する自治会や団体に対する支援及び交通整理員、仮設トイレの設置などの運営費に毎年約230万円を負担しています。また、平成25年には花みこしの竹刀を作製する竹割り機の購入に対する支援、このほか山車、練りものなど文化財の保存修理などに過去5年間で14件、約900万円を支援いたしました。

ことしの4月には、観光ふれあい広場で行った花みこしの展示と、その事前PRの実施やメ〜テレの情報番組「星恭博のアップ！で生自慢」の生中継など、市内外に情報を発信した

結果、美濃まつりの当日は約5万人の観光客が訪れ、メイン会場である広岡町の交差点からうだつの町並み一帯は、例年にないにぎわいを見せたところでございます。

また、まちの中の店舗からは、多くの観光客により売上が伸びたなどの意見もいただいております。市の中心部の活性化につながったものと考えております。一方で、観光客からは、食事をするところが少なかったなどの意見もいただきました。

市から各自治会へ花みこしの展示へのお願いに上がった折には、花みこしのづくり手、担ぎ手が少なく、祭りに参加することが厳しくなってきたとか、花巻き自体も負担になってきたと言われる自治会もございました。少子・高齢化により花みこしを維持していくことに苦慮されていることがうかがえました。少子・高齢化の問題は、美濃まつりだけではなく市内の各地域で行われるお祭りについても言えることでございますが、その維持存続につきましては、それぞれの地域が個々の実情に合わせて努力し、対応されるものであると思っております。

現在、日本中の多くの自治体が観光産業の振興によって地域経済の活性化を図っている中、美濃市も同様に地域資源を活用して取り組まなければならないと考えております。その一つの地域資源である花みこしを観光に活用し、今後も地域の活性化を図っていきたいと考えております。多くの観光客に来ていただければ、市内で買い物をしていただいたり宿泊していただいたりして、地域経済の発展につながるものと思います。これには市民の皆様の御理解と御協力が必要ですので、市民の皆様と話し合いをする中で自治会や団体を通じて地域が持つ課題を共有し、花みこし、もみじ谷やひんこ祭り、手すき和紙、うだつの上がる町並みなどのほか、片知溪谷などのすばらしい自然も含め、市が持っている地域資源を活用していくために引き続き支援してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 要望を述べさせていただきます。

この美濃市の誇る文化や祭礼、これら地域資源を活用して、いわゆる観光産業の振興や地域活性化につなげていくことは大変重要な取り組みだということは、もうこれは皆さんが認識している問題であります。先ほどの答弁にありましたように、こういう各地域で行われる祭りは、維持存続についてはそれぞれの地域が個々の事情に合わせて努力し、対応されていくべきものであるという、それはそのとおりであります。それが実際、先ほど言いましたように、もうかなり厳しい状況に今来ているということは、しっかりと認識していただくために、先ほどの答弁にもありましたように、市民、そして自治会や各種団体との話し合いのしっかりとした場を持っていただいて、今ある課題や問題点を洗い出していただいて、この地域の文化、祭礼が本当に維持継続できるよう、存続できるように、そして市の考える観光資源としての本当の活用ができるような、そんな体制づくりをしっかりとしていただきたい。また、現場に合った支援の内容の検討もしっかりとしていただきたい、そのようなことを要望としてお願いしたいと思っております。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

I C Tによる地域の活性化についてお伺いをいたします。

美濃市は4月末時点で人口2万645人となり、ここ数年で2万人を切ることが予想されます。2025年には1万7,719人という試算も出ています。人口減少、特に生産年齢人口の減少や少子・高齢化などの大きな社会問題に対して、今後、この市の存続をかけ、さまざまな政策を考えていかなければなりません。

まち・ひと・しごと総合戦略では、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とするI C Tの一層の利活用を推進し、地域経済、雇用基盤の強化と再生を行うとしています。また、地域においてもこのようなI C Tの恩恵を十分に享受できるよう、W i - F i、高速モバイル、ブロードバンドなどの地域のインフラ環境の整備を推進して、企業の進出や人材の移住、家族の地方移住を促進し、人口増につなげていくとしています。

その一つに、総務省が進めているふるさとテレワークというものがあります。お配りした資料の2枚目の頭の部分に簡単な説明を載せてあります。

これは、いつもの仕事をどこにいても行うことを可能とすることで、いわゆる地方でも都市部と同じように働ける環境を実現して人や仕事の地方への流れを促進し、地方、いわゆるふるさとで暮らしながらI C Tを活用し、都会と同じように働ける環境を実現するというものであります。

そこで、お伺いします。

このようなふるさとテレワークと呼ばれるI C Tによる地域の活性化についての市長のお考えをお聞かせください。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） I C Tの活用によります地域の活性化ということについて御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

ふるさとテレワークと呼ばれますI C Tによる地域活性化についてでございますが、テレワークとは勤務形態の一種でございます。I C T（Information and Communication Technology）というものを活用しまして、時間とか場所にとらわれない柔軟な働き方ということでございます。総務省が推進しておりますふるさとテレワーク事業につきましては、地方のサテライトオフィスなどにI C T環境を整備することにより、都市部から地方への人の流れを創出し、地方創生や働き方改革の実現を図るものでございます。総務省では平成28年度から平成30年度までふるさとテレワーク推進事業という補助事業を実施いたしました。当時、補助率は10分の10ということで整備を行ったところでございます。

なお、補助要件につきましては首都圏の都市開発区域、中部圏の都市開発区域、近畿圏の都市開発区域外の地域ということでございまして、実は美濃市は中部圏の都市開発区域に位置づけられ、この補助事業の対象にはなっておりません。しかしながら、この事業が3年経過したことによって今回少し変わってまいりましたけれども、全国ではこの事業を活用しま

して40カ所が取り組んでいるところでございます。今年度からは10分の10というのはなくなりまして2分の1ということで、地域IoT実装推進事業の一つとして位置づけられたところでございます。補助率は、先ほど言いましたように2分の1というふうに変更になりました。

県内では平成28年度に郡上市において取り組まれ、民間主導で旧紡績工場が改修され、サテライトオフィスとして整備されたところでございます。このサテライトオフィスは、シェアオフィス5室とオープンスペースが設置されています。なお、シェアオフィスはパーティションで区切られ、長期間の利用を対象としたスペースでございます。オープンスペースは短期間、1カ月程度以内ということでございますけれども、短期間に就業される方々に提供される共同のスペースでございます。本年4月1日現在の状況をお聞きしましたところ、11社、32の方が勤務されているというふうにお聞きをしております。

なお、当市におけるふるさとテレワークの取り組みとしましては、市内において今後ベンチャーに積極的に挑戦する事業者の方々に期待をしているところでございますが、こうした動きがある場合には商工会議所と連携し、協力支援をしてみたいと考えております。

なお、現在国におきましては、ICTを最大限に活用し、インターネットなどの仮想のサイバー空間と私たちが住む現実世界とを融合させることで経済発展と社会課題の解決を両立し、人々に豊かさをもたらす、また目指すべき未来社会をソサエティ5.0として強力に今推進しようとしてされています。国の進めるソサエティ5.0の基幹インフラとなる5世代移動通信システムが、今5Gと言われておりますけれども、今一部整備をされつつありまして、来年春から供用開始ということがテレビでも言われていると思いますけれども、市としましては、こうしたソサエティ5.0に対する動きについて今後どのような施策が必要となってくるのか、また国が行う事業がどのようなものかと、こういったものを十分、国が開催する講演会、あるいは研修会などに積極的に参加をして研究し、美濃市の発展につなげるものがあれば適切に対応してみたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） ありがとうございます。このテレワークとは、先ほども市長が説明していただきましたが、いわゆるICTという情報通信技術ですね、これを活用して、本当に時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の総称でありまして、その実態に応じて3種類あります。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスに分類されます。そのうちの、このサテライトオフィスというのが、都市部の企業が、いわゆる東京や大阪から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスという意味の名前でありまして、またシェアオフィス、これはコワーキングスペースというサテライトオフィスの一形態でもありますが、これは郡上がやっているやつですね、複数の企業がフリーアドレス形式で利用する大きなオフィスのことであります。特に利用者間は、その中で連携や交流を促して、自分たちの特徴的な機能や空間を有するオフィスのことであります。これらテレワークの普及促進を図るために、

サテライトオフィス等のテレワーク環境というものを整備する必要が実はあるわけです。

現在、美濃市においては、CCNのケーブルインターネット網はほぼ全市に行き渡っております。またFTTH、いわゆる光ファイバー網も市内のほとんどのかなりの部分まで本格的に置きかえられています。このように美濃市のブロードバンド環境はかなり進んでおり、各地域にWi-Fiの基地拠点等を整備するなど、あと少しインフラ整備をすれば、市内ほぼ全域テレワークの環境が整うことというふうになります。

ここで一つの事例を御紹介いたします。資料の3ページにもございますが、ICTによる地域の活性化戦略、その一つサテライトオフィスプロジェクトによる定住促進・人口増加を実現しているまちがあります。徳島県の北東部に位置する神山町。ここは、1955年に2万1,000人を数えた町民も2015年には6,000人に減少してしまいました。そこで、町全体に高速ブロードバンド環境を整えて、それを勤務環境として、住居に執務設備や通信環境等を備えたサテライトオフィスを提供したわけです。事業に備えて複合機等の機器導入、またWi-Fi環境の整備を実施しました。そして、都市圏のICTベンチャー系企業の誘致に乗り出したわけです。2011年に人口の転入数が転出数を上回り、町史上初の人口社会増となりました。2010年から2013年の移住者は58世帯105名で、その平均年齢は30歳前後。また子供もそのうち27名含まれている。この神山町にサテライトオフィス設置、あるいは本社移転などに踏み切った企業は現在12社にあり、このサテライトオフィスは当初、本社から、いわゆる循環滞在者、いわゆるただ回るだけの滞在者が出るだけの町にそんなにインパクトにはならないのではと言われていたんですが、実際には常駐者、いわゆる移住者がしっかりとあられ、開発拠点が設立されるなど、町の新たな雇用が生まれています。

まずは、この地方側のサテライトオフィス誘致の目的、その1つ目は、この地域の中の雇用創出であります。都市部企業を誘致することで、地元の人材、いわゆる地元の高校や大学の卒業生、また子育て中の女性、シニアの人材などの流出を抑止して新たな就労先を確保する。また、地方における新しい働き方を提唱することで、この地域外から優秀な人材、いわゆるUIJターン者を確保できるということがあります。

そして2つ目、これは地域連携ビジネスを通じた地域課題の解決であります。既存のビジネスに都市部の企業の人材やノウハウを連携させることで、この地域課題の解決に資する新たなビジネスの創出ということがあります。また、地域の担い手の確保として、このサテライトオフィスを基軸として都市部企業の従業員をこの地域に呼び寄せて、地元事業者、住民との交流を促進することによって、地場産業や地域コミュニティーの担い手を確保するということがあります。

そして3つ目、これは、この地場産業、美濃市の産業、サービスの販路拡大であります。都市部の企業の有する販売促進にかかわるノウハウや、また市場・顧客等を活用して地場産品・サービスの新たな販路を獲得するということができます。

そして4つ目、これは遊休資産の活用であります。今遊休資産となっている市内の空き家、また空き公共施設などを、このサテライトオフィスとして有効利用できるということであり

ます。

次に、この都市部から今度来る企業のサテライトオフィスの目的、これは、1つは先ほど言いました地元人材の確保であります。都市部ではなかなか人材確保が困難であり、効率的に地元の人材、先ほど言いましたような地元の学生や主婦を確保し、スキルに応じた自社業務を割り当てる拠点として、このサテライトオフィスを活用することができます。

そして、2つ目はU I Jターン人材の確保であります。現在、この地方志向の強い優秀な社員を確保するために、その都市部同等の付加価値の高い自社業務を、いわゆる地方、この美濃市で実施する拠点としてサテライトオフィスを活用する。

3つ目は、市場調査と営業であります。これは、自社の既存のサービスを横展開していくために、市場調査やターゲット顧客とのネットワーキングを行う営業拠点としての、このサテライトオフィスの活用。

そして4つ目、これが大事であります。地域連携ビジネスの創出、いわゆる事業化であります。この美濃市の地元のキープレーヤー、産業、官業、それから学校、そして金融業などと密接に連携して、この地域の連携ビジネスを事業化するための拠点として、このサテライトオフィスを活用するというものであります。

この事業には国も積極的に支援をしています。総務省が主務官庁となって、厚労省、国交省、経産省、内閣府など関係府省庁が連携して、このテレワークの普及促進やテレワークの環境整備、いわゆる地域の雇用促進に資するサテライトオフィスの整備支援策などを進めています。

そこで、質問の2点目であります。

ぜひ美濃市の将来に向け、今抱えている問題解決の一つの切り口として、このサテライトオフィスプロジェクトを活用して、企業誘致や人口減対策、また地域の活性化を進めてはと思いますが、市長のお考えはどのようなか、お伺いをいたします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） ICT環境に関係する2点目として、サテライトオフィスのプロジェクトを活用した企業誘致、あるいは人口減対策、地域の活性化というものを考えたかどうかということですが、まさしく議員が言われるとおり、できるものならやりたいなと思いますけれども、現実にはなかなか厳しいところもあるだろうなあという中で、今現在美濃市が取り組んでおります地方創生につきましては、御承知であると思っておりますけれども、仕事をつくり人をふやす、それらを好循環させて、まちの活性化をさせるという考え方のもとで6つの基本目標を設定しまして実施をしております。その目標の一つに地域活力発展・創造というものを掲げておりますけれども、本美濃紙を生かした製紙業、あるいは観光産業など、既存の産業・企業の振興、あるいは東海北陸自動車道が交わる広域交通の要所でもございますので、地の利を生かした企業誘致ということで、若い世代が安心して働くことができる魅力ある雇用の場を創出することを推進しております。市においては、特に地域の活性化施策として、特に観光産業の活性化と工業団地開発に積極的に取り組んでおるところでございます。

して、とりわけ観光産業につきましては裾野が広い産業でございますので、直接経済効果も見えやすいということでございます。

一方で、観光の状況を見ても95%以上が日帰り観光客と、そして市内の観光消費額は低いと、こんな状況でございます。そのため、市では従来の立ち寄り型観光から滞在型・体験型観光への転換を目指すということで、現在、旧松久邸や須田邸の古民家ホテル、あるいは道の駅にわか茶屋の隣接地におけるホテルの建設ということで、宿泊ができるような施設整備を行ってきているところでございます。

また、観光客のリピーターをふやすということで、新しい取り組みを入れながら進めていくことも重要であると考えておまして、ことしのゴールデンウィーク10連休には観光客ファーストの立場で、うだつの上がる町並み一帯を赤い毛せんを野だてを設置し、歩行者天国としたところでございます。天候にも一部左右されましたけれども、おおむね観光客の方々からは好評を得たものと考えております。こうした取り組みを継続して実施していくということで、リピーターをふやし活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、工業団地開発については現在、県、県土地開発公社と連携しながら開発の可能性について検討しているところでございますけれども、結論を得るまでには至っていないのが現状でございます。

なお、お尋ねのサテライトオフィスの開設につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、全国の実態をお聞きしますと、魅力ある豊かな自然環境がきっかけで都会からの移住が進んだ、あるいは民間のキーパーソンの力が大きかった、子育てなど就労時間に制約のある方への雇用が確保できたという事例もありましたけれども、都市から入居する企業が非常に少ないと、あるいは入居しても企業が入れかわってしまうと、あるいはサテライトオフィスの経営そのものが財政面で大変困難であると、こんな話もお聞きしておりますので、サテライトオフィスの開設にはベンチャーを目指す事業者がいるのかいないのか、また国が進めるソサエティ5.0の基幹インフラである5世代移动通信システムの基盤整備、こういったものも十分念頭に置きながら、あるいはそれに対応するソフト開発、あるいはどんな環境整備が必要かと、こんなことも十分研究しながら可能性について商工会議所等と連携をし、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

ちなみに今、美濃市内で新たなベンチャーでITを使ってやっているところは、実はアサヒフオージさんの会社の中に企業内ベンチャーができておまして、そこがITを活用していろいろな事業を今やっているということだけちょっと承知をしておりますけれども、その他のところについてはまだ承知をしておりますので、こういったことも連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） ありがとうございます。なかなか難しいという話もございますが、最後にちょっと要望を述べさせていただきます。

実は、こんな予想データがあるんですよ。今の小学生が大学を卒業するころには、65%が現在は存在しない職業に就職する。また、新たに生まれる仕事の多くがITやクラウド関連に付随する職種だと言われています。将来の働き方では協働や創造性が重視され、いつでもどこでも学んだり働いたりする環境が前提となるということがあります。まさにIT関連企業は今後成長が期待される業種であり、積極的に誘致活動に取り組む必要を感じます。東日本の大震災以降、災害によるリスク分散が叫ばれておりますけれども、この美濃市においては災害や地震などの自然災害が少なく、また山、川に恵まれた自然が存在しており、全国に誇れるすばらしい環境にあるという認識を持っております。

ICTの基盤整備を進め、このような恵まれた環境特性を積極的に誘致活動に生かしていき、地方に住みながら仕事ができる環境をつくればIT関連の事業者の進出も十分考えられると私は思います。例えば廃校や公共施設の跡地を活用したコワーキングスペースなど、十分魅力的であると思います。空き家をオフィスやカフェとして再生することで、結果として空き家対策や過疎対策にもつながり、若者の定住促進にもつながり、産業振興と地域再生にも生かされます。この恵まれた自然環境がソフトウェアの開発等により影響を与え、後押しをすることはよく言われています。子育ても安心してできます。まさに美濃市は、サテライトオフィスや、このふるさとテレワークが実践できるすばらしい環境とポテンシャルを秘めていると私は思います。

答弁でありましたソサエティ5.0、いわゆる5Gや光ファイバーによって、この通信環境の大都市との格差がより解消されてサテライトオフィスの整備が進んで、都市部からこの美濃市への人材流入が促進され、そして地域の活力向上が期待できると思います。同時に地域産業の生産性向上、イノベーションの創出による地域の活性化や観光客の利便性を図ることも可能になります。国の説明会に積極的に参加していくという答弁でありました。ぜひ、この次世代ICTインフラの整備により企業や雇用の地方への流れを促進して、そして地方創生を実現するため高速情報通信回線網の充実、中でもWi-Fi環境の整備促進を進めて、この地域活性化にぜひつなげていただきますよう要望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従い、学校給食センターの建設について、現在までの進捗状況と今後の計画はどのようなかについて、一括にて市長にお尋ねをいたします。

平成28年度、本市は公共施設等の老朽化対策といたしまして美濃市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の今後のあり方について基本的な方向を示しました。本管理計画の策定後には公共施設等の個別施設計画に基づいて、平成29年度と30年度の2年間で美濃小学校の校舎を改修し、平成29年度に本庁舎の屋根の防水及び外壁の改修を、平成30年度には防災・中央コミュニティセンターのエレベーターを改修しております。本年度は、老人福祉センター、児童センター、保健センター、勤労青少年ホーム並びにグリーンプラザ小倉山の5

つの施設を統合・集約化した、仮称ではありますけれども市民わくわくふれあいセンターの建設に着手されました。公共施設等の新築、長寿命化及び改築等を進められております。現在的美濃市の厳しい財政事情において多額の改修や建てかえを一度に行うことはできない中、この公共施設の長寿命化及び老朽化対策は計画的に進められているのではないのでしょうか。

子供たちに安全で安心した、そして安定した学校給食を継続していくために、学校給食センターはできる限り早期の整備が必要ではないかと考えております。この表題の質問につきましては、平成30年3月議会におきまして会派の代表質問でも学校給食センターの建設の見通しということについて質問がなされ、そのとき市長の答弁では、学校給食センターの建設見通しについては学校給食センター建設調査委員会での調査及び検討結果を整理し、施設の規模や附帯機能等の基本的な事項をまとめ、それらを踏まえながら建設用地を確保し、将来にわたって安全で安心なおいしい学校給食を、安定かつ継続して提供できる学校給食センターの整備を進めていきたいとの答弁がありました。現在の学校給食センターは稼働から本年4月で40年を経過し、必要な修繕や設備の更新を行っていることは承知しております。優先的に取り組んでいただきたいと考えております。市民の皆様にとっても、この学校給食センターに対する進捗状況や今後の予定など、非常に関心が高いものではないかというふうに考えているところであります。

そこで、この学校給食センターの建設について、その後の進捗状況及び今後の計画はどのようなになっているのかを一括してお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 山口議員のほうから給食センターの建設についての進捗状況と今後の計画ということでお尋ねがございました。私がここに来ましてからも何人かの方々から給食センターについては御質問を受けておまして、早期の整備と、こういったことについては認識をしているところでございます。

そこで現在、学校給食につきましては安全で安心な、そして安定した提供をということに心がけておるところでございますけれども、既存の学校給食センターは、施設や設備等の老朽化、あるいは学校給食衛生管理基準等への適合が課題となっておりますので、建てかえに向けた調査・検討を関係課で構成する学校給食センター建設調査委員会で行ってきているところでございます。

建設調査委員会では調理能力の規模、食物アレルギーへの対応、熱源の種類、学校給食衛生管理基準等の法令に適合した設備配置や作業動線、施設規模、建設候補地等を検討しているところでございます。現時点での基本的な方向としましては、調理能力規模につきましては平成30年度の児童・生徒及び教職員等の数を合わせた1日当たりの調理数が約1,650食でございましたが、今後の児童・生徒数の推移から1日当たりの最大調理数を1,600食程度と考えておるところでございます。なお、昨年5月1日現在の児童・生徒は1,464名、本年5月1日現在は1,435名であります。主食となります米飯の炊飯につきましては、事業費あるいは将来の維持管理費の増加等から、従来どおり外部調達がいいであろうというふうに検討

しておるところでございます。また、食物アレルギー対応では専用調理室等を整備していく考えであります。調理した食物アレルギー対応給食を安全かつ確実に提供することが重要であることから、具体的な実施方法等につきましては、さらに学校等々関係者と協議を行っているところでございます。

また、熱源の種類につきましては、現在、調理では主に重油とLPガス混合熱源で実施しております。引き続き経済的な面を考慮しまして混合熱源としていくこととしております。熱源の種類と組み合わせにつきましては、厨房機器の特徴等を把握し、導入する厨房機器等を決定していく中で選定をしてみたいと考えております。

設備の配置や作業動線等につきましては、他市町が新たに整備した給食センターを視察し、整備に向けた問題点、課題、あるいはできた後の問題点、こんなことを勉強させていただきながら、より適切なものにしていきたいと考えております。

施設規模は、最近学校給食センターを整備した他市町村を参考にしながら、調理規模等から建物の延べ床面積が1,500平米程度、敷地面積は附属建物や駐車場を含めて3,000平米から4,000平米程度が必要かと考えております。

建設候補地につきましては、配送時間を考慮しながら安全に安定的に配送できる場所として今複数の候補地を上げ、近隣への影響など候補地が学校給食センターとして適しているかどうか等の条件を整理しているところでございます。

いずれにしましても、美濃市の場合は非常にコンパクトでございますので、余り極端なところでなければ大体適切な時間で運べるかなというふうには考えておりますけれども、今後の計画としましては、建設用地の確保が一番の課題でございます。年度内には建設地の決定をしたいということになっておりますけれども、また財源の見通しを立てるためには基本的事項に基づいた施設建設費の試算を行っておりますけれども、施設建設費だけで8億円から9億円程度になるというふうに現在では見込んでおります。

建設時期につきましては、学校給食センター建設には多額な費用が必要であり、厳しい財政状況の中で大型の建設事業を同時期に実施することは厳しいものがございます。市民わくわくふれあいセンターの整備以降になると考えておりますが、そうであれば令和元年、2年となりますと、幾ら早くても3年度ぐらいかなあというような思いはしておりますが、これは財源と、あるいは土地の手当てということが考えられますので、少し幅はあるかなと思っておりますけれども、将来にわたりましては安全で安心なおいしい給食ということを念頭に置きながら早期の整備に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、もう一つは、これの補助金の問題でございますけれども、今、教育委員会関係の補助金は、おおむね3分の1が補助ということになっておりますが、実態の補助額でいきますと1割ぐらいしか補助がついてきませんので、この辺につきましては現在、国のほうにも折衝しながら、もう少し実際にかかる建設単価と補助単価の幅を狭くしてくださいということで国に要望しておりますので、そういったことも含めながら適切な財源確保に向けてもあわせてやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[12番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 御答弁ありがとうございました。質問の中で、また答弁の中にもありましたけれども、非常に今美濃市が厳しい財政状況だということは重々承知をしておりますが、子供たちの安心・安全な食文化を守るということで、今市長のほうも答弁の中で、できれば令和3年度、4年度というようなこともいただきましたけれども、これもあくまでも財政的なものが優先してくるのかなというふうに思います。できるだけ早目に、早急に、ちょっと優先的にこの事業を考えていただいて、今後しっかりと進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時00分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

発言通告に従いまして3点について、一問一答形式で質問を行います。

1点目は、からだ改善プロジェクトモニター事業、2点目は、ひきこもりについて、3点目は、化学物質過敏症についてであります。

まず1点目です。からだ改善プロジェクトモニター事業の取り組みで明らかになった課題についてです。

私たち市民は、今、少子・高齢の道を確実に進みつつあります。今回のからだ改善プロジェクトモニター事業の対象年齢である40代から70代の人口は、昨年3月現在で1万1,358人、そのうち60代は約3,600人です。団塊の世代を含む60代層は、他の年代層に比べ1,000人多い人口構造であります。医療費を抑え、労働力の確保の上でも生産年齢を引き上げていかねばなりません。そのためには、元気で長生きしていく人を一人でも多く保つことが求められます。

この事業実施に当たり、募集は80名でした。健康意識には個人差があり、生活習慣もさまざまです。その上、地域、性別、持病の有無など長期間取り組むこの事業であるだけに、参加のための条件などはなかったのか、知りたい点でした。

そして「広報みの」6月1日号で、平成30年度のからだ改善プロジェクトモニター事業の成果が発表されておりました。さきの3月議会では、その具体的な取り組みと新年度の取り組みについての市長答弁もありました。

1つ目の質問は、事業実施に当たり、参加者の健康実態はどのようであったかについてです。保健センター所長に答弁をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 皆さん、こんにちは。

からだ改善プロジェクトモニター事業の取り組みで明らかになった課題についての1点目、実施に当たり、参加者の健康実態はどのようなようであったかについてお答えいたします。

このからだ改善プロジェクトモニター事業ですが、健康年齢向上の事業の一環として、健康寿命を延ばすことによって、平均寿命と健康寿命の開きを埋めるために、市民が取り組むことを見える化するを目的に始め、特に条件はなく募集しました。年代別の人員は当初の目標からはばらつきがありましたが、75名の参加がありました。

事業の内容ですが、医師の診察の聴打診を含めて、特定健診の項目に脂質検査の1項目である動脈硬化を総合的に管理できる指標として、non-HDLコレステロール値の検査、特定健診でも医師の指示のあった方のみが対象となる貧血検査の2項目を追加し、全員の方に実施しております。あわせて食事バランスのチェックのために10食品群チェックシートを活用し、毎回、健康診断前1週間程度の食事調査を行いました。最初の健康診断のシート回収では、管理栄養士から聞き取り調査も行っています。健康診断は3回、このほかに中部学院大学スポーツ健康科学科の協力を得、体力、運動能力の調査のために体力テストを1回実施しています。

最初の健康診断は6月でしたが、結果は50歳以上では血圧、糖代謝、脂質に生活習慣の改善を要するなど、これ以上の判定を受けた方が半数以上を占めており、中には治療を必要とする方もありました。しかし、御自身の状況を承知していても、特に何もされていないというのが現状で、食事については、不規則、おなかいっぱい食べる、塩辛いものが好き、脂っこいものが多いという内容が多く、運動に関しては、68%の方が何もされていないというものでした。

まず結果からは、この事業では、1に食事、2に運動といった生活習慣の見直しを意識し、1回目の検査後、間をあげないように食事と運動の指導及び関連して講演会などを開催しました。特に食事では岐阜女子大学健康栄養学科の皆さんから塩分を控えた食事、摂取したほうがよい食物、御飯の量など細かく指導を受け、試食を行い、並行して血液検査は食事の自己点検票をお渡しし、例えばアルコールの量、肉より魚を多くとるなど、幾つかの要因が関係して値が変わる項目もありますので、自分に当てはまる食習慣のチェックを行い、食品の摂取量の調整や食事のバランスを見直すなどの努力をしていただきました。この自己点検表というものですけれども、大変わかりやすくなっておりますので、ぜひ皆さんにも大いに使っていただくことをお勧めさせていただきます。

そのほかにも個々の状況に合わせてアドバイスを行っております。健康診断はおおむね3カ月に1回の3回実施いたしました。その間、常に意識が途切れないように、岐阜女子大学の御協力でセミナーなどを開催しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 大変丁寧に、そして時系列に従って詳細にわたる答弁内容をいただきよくわかりました。参加しない人たちの中には、健康状態が良好な人たちが参加すれば、当然よい結果が出るのは当たり前だと考える人もいました。そのためには取り組みの透明性を知りたいと思っていましたので、具体的な内容がわかり、その疑問は解明いたしました。

見える化は、高齢者にとっては高い効果につながったと受けとめました。血液検査がベースになっていますが、血液は体内の各器官との関連性が把握しやすく、生活改善や検査結果のアドバイスを受けたことで、なお一層の意欲化が図れたのだと推測しました。さらに個別と集団の絡み合わせ、このことによって効率よく進行できました。そのことで皆さんが一緒に取り組む楽しい雰囲気も出てきたのではないのでしょうか。病院に行き、お医者さんに診てもらった診療とは違い、個々のデータが根拠になっていることで、ごまかしたり、曖昧にしたりする自分を反省するきっかけにもなったと思います。

そしてまた、中部学院大学のスポーツ健康科学科とか、それから岐阜女子大学健康栄養学科の協力というのは、日常生活を科学的、学術的な視点で捉えることになり、改善することの確かな意義づけができたに違いありません。答弁を通して課題につながる要点を把握することができました。できればもっと多くの市民が参加できる機会を得ることで、今回のような健康づくりに主体的に取り組む市民意識を高めることができることを願わずにはられません。

こうした取り組みで近くにある大学と交流したり提携したりすることなど、公民館活動に市独自のコースを設定し、健康意識づくりの対策の一つとして取り上げてはどうでしょうか。これからの2025年の課題、あるいは2040年に備えての対策にもつながります。ぜひとも検討されることを要望いたします。

そして、2つ目に進みます。

事業をよく知らない人の中には、参加しようにも仕事についていけば休みもとりにくいし、とても参加は無理だと単純に判断してしまった方がいたのではないのでしょうか。市主催の企画も若い世代の参加が望みにくく、また活動も広がりにくいのは、設定が昼間で時間が選べないからという理由をよく耳にします。この事業は他の機関との連携のもとに進められ、そうした心配も予想されたのではないかと思いますが、実施に当たっては、40代から60代の現役世代の仕事への支障はなかったのかについて質問いたします。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 2つ目の質問の40代から60歳代の現役世代の仕事への支障はなかったのかということですが、30年度の募集は美濃病院健診棟などを活用し、事業開始日は日曜日としておりましたので、応募される方は了承されて申し込みをされております。したがって、その基準での自主的な応募ですので、支障がある、またはあったということは伺っておりませんし、混雑もございませんでしたが、参加者の中では、市長のみが日曜日の事業と重なることが多くなり、当初の指導だけでスリムになられたという成果を上げておられます。報告だけさせていただきます。

また、岐阜女子大学のセミナーは、学生さんの夏休みを利用しての平日の開催でしたが、参加できる方のみとさせていただいております。

[6番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 広報に載っていましたが写真で紹介されたその場所がどこなのか、若い方でしたが、広報を見ながら不思議がる方もいらっしゃいましたが、美濃健康管理センター、これが基本方針にうたわれている目的そのものに沿って、まさにこうした場合に活用されていると、こういうことがわかりました。

続いて、3つ目の質問に入ります。

広報のグラフで示された上部2つの円グラフでは、「参加してみた感想は」「少しでもよい変化はありましたか」の問いかけに対して、参加の感想の結果では、「無回答」「思っていたこととは違っていた」の合計人数は8名で全体の約1割。そしてまた、「よい変化はありましたか」の問いでは、「無回答」と「変化なし」の合計人数が20名で参加者全体の約3割になります。「広報みの」6月1日号では、紙面の制約から、選択式の設問に対する回答をグラフで表示してあると受けとめての質問です。グラフの表示では十分知らされていない成果に関して、さらに詳しく知りたいです。

特に注目したいのは最初のグラフで、なぜ無回答だったのか、「参加した思いと違っていた」の回答はどんな根拠からか。次のグラフでも無回答が出ています。変化がなかった回答者の原因把握も当然できていると思います。今回公表された「広報みの」6月1日号、グラフの結果から推測される原因を含めて、これをどのように受けとめているのかお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 3つ目の質問、公表しましたアンケートの結果についてですが、変化がなかった点は、血液検査の結果と思われます。しかし、これに関しては、すぐに効果があらわれるものでもなく、時間は必要とっております。また、変化がなかったという回答に関しては、もう一つの原因があり、参加者みずからが自分の努力が足りなかったということも言われております。

これに関しては、導いていくことへの指導不足という点で反省はあります。そのほかに高齢の方にも変化なしや思いが違ったなどの回答はありました。ですので、悪い意味での変化がなかったということではないと受けとめています。多くはよい感想で、特に食事を見直した方が多く、体重は7キロ以上を初め、何人かの方が5キロ、3キロ減少という結果を得られています。そのほかには、家族間でも健康に関する話題がふえたという感想は、家庭内での取り組みにつながっていると思っております。

食事指導を兼ねての修了式はバイキング形式を取り入れ、何げに取られた量を改めて確認していただく機会といたしました。このとき、会場内では減量した方の周りに人が集まったり、自分の検査結果を持って、栄養士や保健師にアドバイスを受ける方も多くありました。

アンケートの結果等からは、まずは第一歩である健康への取り組み、意識改革に向けては、大きく貢献できた事業であったと感じております。

[6 番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 6 番 永田知子君。

○6 番（永田知子君） 血液検査等で今後の経過観察を各自が継続して行うことによって、これからの健康づくりの意識向上につながるということははっきりわかりました。また、家族、隣人、周囲の話題として、そうした中の人々の話題に乗せて広がれば、費用対効果が大きかったということになります。正しい知識と体験によって把握できた成果というのは、今年度の取り組みにどうつながるのか期待しております。

一方、グラフから一見、芳しくないと感じられる回答が一定割合出ている、その真意については十分理解できました。75名の参加者は、その都度特別な事情が発生しない限り参加されたと思います。各年代の募集に当たり不特定の方々の参加だったことから、健康な人も持病のある人も多様な条件の取り組みであり、高齢者にとっては感想が分かれています。参加者が食事と運動の関連性を体験された結果、体重の減量が確かめられたとあれば、これも今年度の見える化の資料として活用されていくものと思います。

4 つ目の質問です。

今年度は定年前後の年齢の人数の絞り込み、そしてまた、自己目標の設定とその実践、保健師や管理栄養士のより専門的な個別指導などが設定されています。主体的に楽しみながらの取り組みをうたわれております。平成30年度の結果を生かした今年度の事業目標はどのようなか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 質問の4点目、今年度の事業目標はどのようなかですが、昨年度と同様に平均寿命と健康寿命の開きを埋めるために市民が取り組むことを見える化するを目的にしておりますが、「末永く健康でいたいをサポートします」をキャッチフレーズに掲げております。

昨年度の皆さんの感想はよいものをいただいておりますが、同時に、もっと話を聞きたい、具体的にどうすればいいのか教えてほしいなどの強い希望もありました。これはその都度の結果を見ながら、職員も同じように個別の面談による指導の必要性を感じておりました。これにより、今年度はこれまで勤務先で受けていた定期健康診断等から遠ざかるとされる60歳前後を中心に募集し、個人の目標設定、保健師や管理栄養士による個別対応の指導を行う体制を整えています。

また、食事や運動などの指導回数を昨年度よりふやし、無理なく生活習慣が見直せるようになることを目指していきたいと思っております。皆さんのふだんの健康診断でも、結果によっては面談による保健指導が行われていますが、継続して指導が受けられれば、その成果は上がり病気を未然に防ぐことができるものと思いますが、最近、この保健指導での個別面談の時間を要すると思われるのか、受けられる方が減少しております。モニター事業では同じ

ような方法で実施しますので、参加者を通して市民の皆さんにも知っていただくような機会を設け、また第一は健康診断の受診ですので、市民全体に継続的な受診勧奨を促すような事業となるように進めていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 平成30年度は予算500万円を投じた初めての取り組みでした。それに対する問題点を明らかにされ、それ以上に成果として認められることが多くあったことがわかりました。継続性を主眼に置いて個別の対応していく。さらには、参加者の成果を生かして市民全体へのアプローチを図る。この3点が今年度の新たな事業目標であると受けとめました。参加者を30名に、対象年齢も60歳前後に絞り込んでの今年度は300万円の予算が盛り込まれています。減少傾向にあると言われる健康診断後の個別指導は、見える化を一層推進することによってよい結果に導けると予想します。

また、健康管理センターを活用した運動などは、若い年代層や親子の家族層にも声かけして参加を促し、すぐに取り組みそうなメニューです。昨年度のように、中部学院のスポーツ健康科学科の学生さんの協力があれば、期待度ももっともっと高まるのではないかと思います。いずれにしても、事業成果を市民に積極的に広報していただいて、可能な限り財源をその分減額して、幅広く、どの人も気軽に生活改善できる意識づくりになっていく事業になることを強く要望いたします。

そして、2点目の質問に移ります。

2点目の質問は、ひきこもりについてであります。

このところ、特に心が痛む悲惨な事件が起きております。ニュースで報道されるたびに事件への関心は高まるばかりです。事件を引き起こす人が高齢者であったり、社会から一歩身を引いた無職の若い人であったり、マスコミ報道を断片的に捉えてしまうと、ひきこもり状態の人が犯罪に手を染めやすいかのような間違った見方をしてしまいそうです。

美濃市でも自分の近くに、あるいは知り合いの中にも、何らかの事情で引きこもっている存在に気づかれている方もおられます。個別的な事情により、仮に声をかけようにも、個人情報につながるなど、気持ちとは裏腹にちゅうちょしてしまいます。

一方、問題を抱え込んでいらっしゃる家庭では、誰にも相談できないまま、外に向けては無理に屈託のない振る舞いをなさっているのではないかと想像します。どんなにつらい思いでいらっしゃるか、想像にかたくない状況であります。

8050、7040問題が取り沙汰されています。やがて時間の経過は9060という問題に進行していきます。経済的側面、当事者の精神的な側面など、社会福祉でどのような支援ができるのかが問われます。

この問題に目を向けなければならないのは、このままの状態が続けば、将来的には働けなのまま高齢者となり、生活保護の受給者になりかねないからです。逼迫する社会保障の財源をさらに押し上げていくこととなります。それだけではなく、人間関係の孤立化によってさ

まざまな問題にもつながることが予想されます。ひきこもりを社会的視点で捉え、積極的にかかわっている人々は、原因を自己責任で片づけることは間違いだと指摘しています。個別の問題ではなく、社会全体の問題として見ていく必要性を強く感じます。

昨年の答弁では、ひきこもりそのものの相談ではなく、介護の相談に来られた家族の話から、ひきこもりの存在が判明したという事例を示されました。相談件数も推測される数ほど多くはなく、実態把握は困難な情勢であることがわかりました。

1つ目の質問です。昨年の答弁以降、ひきこもりに関しての新たな情報や実態把握の広がりなどの変化が見られたかどうか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） ひきこもりについて、この1年間の新たな情報などについてお答えします。

内閣府の行った調査は、満15歳から満39歳の調査対象については平成27年12月に、満40歳から満64歳の調査対象については平成30年12月に、それぞれの時期に全国から抽出した200地点において25人を無作為抽出した5,000人と、同居する成人の家族に対し、調査員が訪問して調査票を配付、回収する方式で実施されました。

有効回答に占めるひきこもりとされる割合が、満15歳から満39歳では1.57%、満40歳から満64歳では1.45%となり、人口データを掛け合わせて全体の人数を計算した結果、全国推計がそれぞれ54万1,000人と61万3,000人となったものです。

市では、こうした実態調査実施のような新たな実態把握には至っておりませんが、市役所に高齢者介護や生活困窮、障がいに関する相談窓口を開設して相談対応する中で、ひきこもりの方が見える御家族に接してきました。

ひきこもりで困っているという直接の相談は、今のところ受けておりませんが、高齢でとか、お金がない、障がいがあるといった形で相談に来られた御家族にひきこもりの方が見えたという事例で、平成29年度は7人、平成30年度は15人、今年度も5月末までで3人の方が新たに判明したところで、これらの方の年齢構成は15歳から39歳までの方が13人、40歳以上の方が12人で、うち1名が65歳以上の方となっております。

御本人への支援は、親御さんの相談を受ける中で息子さんや娘さんの状況として伺い、家庭訪問して面談をすることから始まり、御本人の状態に合った職場復帰を目標に行います。

社会復帰に当たって医療が必要であれば専門医を紹介し、就労が可能な場合には、ハローワークや県立ひまわりの丘地域生活支援センターと連携して支援することとしております。

しかしながら、実際には、面談できたのは25人中9人で、そもそも面談することが困難な場合が多いこと。また、面談の結果、せつかく就労につながったとしても、すぐに退職してしまうなど、社会復帰に当たっては、長く険しい道のりとなる場合が多く、御本人や御家族へは、じっくりと時間をかけて支援していくことが必要であると思われまます。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） この1年間のひきこもりに関する情報から、現在の美濃市の実態を詳しく知ることができました。前に述べました内閣府の推定数についても説明をつけ加えていただいたことで、よりの確に推定数の意味を確かめることができました。

1年前のちょうどこの時期、平成29年度の7件、平成30年度6月上旬で4件という報告でした。結果、前年度は15件あった。平成29年の倍以上が判明したというわけです。今年度の5月までにもう既に3人、引き続き同じようなケースで相談に来られることも予想されます。そして、ひきこもり状態にある人たちが高齢化に向かっている段階であることに変わりはありません。ある方にこんなお話をしましたら、地域によってもかなりそのひきこもりの実数が固まっているという地域もあるよということをお話を人づてに教えられました。

こうした答弁から、相談窓口の開設が大変よかったというふうに受けとめております。相談できる場所がある、このことが問題の解決の一步だと言われます。窓口の存在が広がれば家族の動きが変わり、これからもっと確認しやすくなると思います。

一方、就労への道は、これは最後の目標であります。まずは家族や当事者との対話を重ねることから始まり、ひきこもりの年数、時間の長さ、理由などによって、当事者や家族がどんな支援を必要としているのかを対話を通して知ることができます。就労までの過程で、時には専門家の見立てが必要にもなります。私たち市民は社会の問題として受けとめ、行政が受けとめたこの動きに対して連携した動きができるように努めます。特に居場所づくりや体験活動など、そしてその人に合った段階的就労支援など、既に先行して活動している機関から学びながら進めることもできます。対象者の理解と支援の必要性が、今後の福祉の大きな課題として受けとめることができました。

2つ目の質問です。

前回は「半官半民でできることから」、そうした要望をいたしました。ところが、本人やその家族の動きを待っていても解決につながりません。年ごとに高齢化は進むのですから、今求められる最も重要なことは、実態把握と市民のひきこもりの正しい理解です。

岐阜県のひきこもり支援ガイドブックは、対象者が利用できる支援の一助になっています。しかしながら、本人やその家族目線で見ますと、なかなか手に取るには勇気が要ります。このガイドブックでは、県内の支援団体の紹介をしていますが、そこにたどり着くには時間とお金が必要です。親が高齢になっていけば相談すら簡単にはいきません。

7件ほどの昨年の相談者のその後の個別対応は、これからの進め方のヒントになります。民間の取り組みでは、当事者が一歩踏み出すための条件が整えにくいです。一例ですが、全世帯に向けて家族アンケートというような実施を行い手がかりをつかむ。そして、当事者家族が安心して相談窓口に出かけられるように仕向けていくことも、行政だからこそできるのではないかと考えております。

ひきこもり問題を社会共通のものとして捉えていけば、見えなかった姿の一端が可視化できると確信します。当然、時間をかけ、長期にわたるひきこもり状態についての理解から着手していかなければなりません。地域ごとの包括的な支援と組み合わせれば、段階的に時間をか

け、そして取り組んでいくことが可能だと思います。

社協を中心に支援にかかわる団体、民生委員、児童委員、福祉委員、地域のボランティアなど福祉にかかわる人たち、そして市民の一人一人の方が福祉のまちづくりの原動力になります。一歩前進の取り組みを工夫していくことは、住み続けたい、住んでよかったと実感できる美濃市の土台になります。弱い立場にある人々に対する思いやりや優しさで安心できる暮らしのサポートになります。非常に繊細な課題であります。しかし、今後の人口減少の美濃市にとって真剣に考えねばならない問題です。顔の見える小都市美濃市だからこそできるのではないのでしょうか。

そこで、民生委員、福祉委員、自治会などの理解と協力のもと、実態把握の取り組みの工夫はできないかについてお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 実態把握のためにアンケート文書の送付など、働きかけの工夫はできないかについてお答えします。

ひきこもり事案を含め、日常生活をする上で何らかの支援が必要と思われる御家庭については、各地区の民生委員によって状況把握と見守りを行っていただいているところです。

県では、今回、民生委員の協力を得てひきこもり等に関する状況調査を行うと聞いております。市でもこの調査の後、把握された状況を参考にしてまいりたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） これまでも各地域で福祉の底力として尽力してこられた民生委員の仕事は大変です。高齢社会になってからは特に仕事の範囲もふえ、いつも感謝しております。しかし、まず頼れるのは民生委員の方たちです。県による今後の状況調査の実施と実態把握に基づいて、市として結果を参考にする考えを示していただきました。

地域は人と人とのつながりが強いです。行政だけにお任せするのではなく、民間サイドの協力体制づくりができることを願っています。そのためには、まずサポーターとしての学習が必要です。社会の問題として受けとめ、できることは何かということを探り、官民一体で取り組むことが必要だと思います。初めの一歩として、窓口を通し、ボランティア登録の推進を呼びかけていただくことを要望いたします。

3点目、最後の質問に入ります。

私たちは当たり前前に感じている日常生活ですが、社会の変化とともに取り巻く生活環境は少しずつ変わってきました。急激な変わり方には気づきやすいんですが、長い時間をかけて徐々に進行していく変化には感知しにくいものがあります。周囲で起きているこの微妙な変化に対して、敏感に反応している市民の声に留意し、安心・安全な環境を維持していくことに努めねばなりません。特にこれからの長い時間を生きる若い世代には、健康上の負の遺産を少しでも軽減していく環境整備が重要課題となります。

さて、そこで化学物質、今回の3点目の質問は化学物質過敏症についてという質問ですが、

この化学物質は生活の全てのものに使用され、あらゆるものに形を変えて入り込んでおります。この化学物質と人体との関係から、学校や公園、スポーツ施設の敷地内での除草によく使われる農薬の使用の現状やその対策、そしてまた農業における使用の現状、家庭でよく使われている化学物質による香料被害についてお尋ねいたします。

まずその1つ目の質問は、農薬である除草剤使用についてです。

農薬は生産活動をしていく上での必要なものであると認識されております。生産者はその取り扱いや管理について学習をされ、安全性の確認を怠らないようにしておられます。先日も生産者組合の総会の場で岐阜県農政部園芸課、生活部環境管理課から事故を避けるための注意事項を指導されました。正しい扱い方や管理方法を間違えるとと思わぬ事故につながることから、身近なところでごく普通に使われている農薬が人体に及ぼす影響について、改めて意識確認をされました。

それは使用している人ばかりでなくて、使用された後の周辺部で農薬の飛散に過敏に反応し、日々の生活に苦しんでいる人々も中にはおられるのであります。農薬との因果関係の特定、これは難しいとはいえ、使わない日常との体調の比較をすることによって関係づけられることもあります。健康被害を考えるに当たり、まずどのように使われているのか、実態を確認し見直すきっかけにつなげたいです。

そこで、この時期、草木は繁茂します。学校、公園、スポーツ施設の敷地内など、広い面積を持つ公共施設の管理は大変な仕事です。防除を急げば、当然除草剤を使うより仕方がない。学校の校庭も過去の児童・生徒数なら人の手で草引き活動も可能でしたが、人口減少の今では十分な整備は困難と言っていいでしょう。一般的には、家庭菜園や住宅の周辺部でもごく普通に除草剤が使われています。学校や公共の施設は多くの人が入り出します。中には農薬に過敏に反応してしまい、それによって行動が制限され、やむを得ず参加を諦めなければならない人のことを考えると安易に使用するわけにはいきません。

繁茂する草木の対応に追われる学校や公園、スポーツ施設の敷地内での除草剤の使用はどのような現状についてお尋ねいたします。代表して教育次長に答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 皆さん、こんにちは。

それでは、学校や公園、スポーツ施設の敷地内での除草剤使用の現状についてお答えをいたします。

市が所管する学校や公園、スポーツ施設では、除草剤の散布をしない管理を心がけています。しかし、雑草が生い茂る繁茂期には、草刈りや草抜きなどでは十分な管理ができないため、地域住民への周知と飛散防止に配慮し、利用者などが立ち寄ることが少ない敷地の周辺部や建物の裏側、あるいは面積が広いグラウンドなどで除草剤の散布を行っております。

散布を行っている施設は、小・中学校で3校、運動公園や台山ヒロックなどの都市公園で4カ所、洲原、立花などの生涯学習センターグラウンドや御手洗、中有知などの地区グラウ

ンドで9カ所、合計16カ所となっております。

なお、小・中学校における除草剤散布は、グラウンドの周辺やのり面などで草刈りが困難な場所等に限定しており、時間も金曜日の児童・生徒の帰宅後に散布するなど配慮しており、散布回数も年間三、四回程度となっております。

また、小・中学校を含むこれらの施設で散布する除草剤は、農薬取締法の登録薬品を使用しており、除草剤散布によるアレルギーなどの被害報告も現在までありません。

[6番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今の答弁で除草剤使用をしない管理を基本にしているという回答で安心いたしました。年度ごとに学校や人口が減っていくということについては、一体どうなっているのだろうか、たまたま学校に通うお宅にお尋ねしてみますと、毎日の掃除活動では、担当区域を決めて屋外の草引き活動を行っているよ。そしてまた、夏休みの間には、親子による整備や運動会前のグラウンド整備など、学校での自己管理に努めているよと、こんな答えが返ってきました。

やむを得ず除草剤を使用する現状を理解することはできました。仕方ありませんと言いつつも、やっぱり個人的には衝撃でした。自治体によっては、その使用について特に公共性の高い場所、ここについては厳重に必要最小限にとどめて対応しているというのが、ほかのところを参考にしてみますと聞き取ることができました。今回の第1の質問、目的は、農薬である除草剤使用の現状把握ということでしたので、これからまた、本当に健康被害は大丈夫なのかということについては、注意深く見守ってまいります。

そして、2つ目の質問に移ります。

農薬の使用というのは明治時代のころからと言われます。それから長い時代を経て1970年以降の歴史は地球規模の環境問題に達しております。農業生産では、機械化、労働の省力化から農薬や除草剤使用は当たり前となっております。最近では、農薬や化学肥料を使わない有機栽培、自然農法への動きも出てきております。生産性を高めるための農薬使用は、一方で人体や自然体系への影響で問題意識が高まってきたからだと思います。

けれど、農薬によって健康被害を受けている人たち、そんな人たちがいるという存在に気づいている人は少ないようです。体の異常と農薬との因果関係も十分にわからないまま、苦しんだり、治療を受けたりする事例も出ております。被害に遭って初めて気づく。個別の反応として受けとめ、言い出しにくく、諦めたり、我慢したりしていることがほとんどのようです。

そこで、農薬を使わない物理的防除などの取り組みの啓発は行われているのか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 2点目の農薬を使わない物理的防除などの取り組みの啓発はどのように行われているのかについてお答えいたします。

病害虫の防除の方法には、農薬を使用する化学的防除と農薬を使用しないものがございます。農薬を使用しない方法として、圃場やその周辺を清潔に保つことや、雑草の除去などによる耕種的防除、防虫ネットや雑草抑制シートを利用するなどの物理的防除、マリーゴールドを植えて線虫の忌避をしたり、アイガモなどによる水田の雑草防除などの生物的防除の3つの方法がございます。

農薬を使用する化学的防除につきましては、適切な農薬の使用方法や遵守事項などを学んでいただくために、みちくさ館、美濃にわか茶屋生産者の会、美濃市採種組合などの生産者向けに年に3回程度、農薬研修会を開催しております。また、周辺環境への影響が考えられるラジコンヘリコプターによる農薬の空中散布につきましては、実施している農業協同組合に確認したところ、農薬を散布する農地の近隣住民に対し、2から3週間前にお知らせの文書を送付、農薬を散布する周辺農地に立て看板を設置、散布の前日に広報車にて周知を図り、近隣住民に御迷惑をかけないよう適切な散布を行っているとのことでした。

議員お尋ねの農薬を使用しない取り組みの啓発につきましては、野菜類や花卉類の各品目によって農産物の特性に応じた方法を生産者向けの栽培研修の内容に取り入れ、岐阜県農業協同組合と連携し、取り組んでおります。今後は、市民向けに岐阜県の農薬適正使用などに関する啓発リーフレットにより、農薬の適正な使用や農薬を使わない方法などについて広く周知してまいります。

[6番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 農薬を使用しない具体的な方法について知ることができました。そしてまた、理解することもできました。

ホームセンターなどでは、害虫駆除のための殺虫剤も簡単に売られています。私たちの家庭の中にも、1本や2本は必ず殺虫剤も置いてあります。誰でも簡単に入手できますし、日常的に使っている。けれども、それが毒性のあるものであることに変わりはありません。有機リン剤、ネオニコチノイド剤を使った殺虫剤もが販売されて、私たちは気がつかないままに使っているわけであります。これを知らずに繰り返して使えば、体にも何らかの変化があらわれてきます。

岐阜県発行のリーフレットを見ますと、農薬を使用しない多様な管理の仕方や、やむを得ず使用する際の飛散防止の方法について知らせてあり、驚かされました。これをもとにして生産者だけではなく、一般市民に向けても周知していく産業振興部の姿勢は大いに評価したいのであります。

3つ目の質問に入ります。これで最後になります。

生活環境の中では、柔軟剤等の日用品に含まれる微量な化学物質に反応して体の異常を訴える人もふえています。農薬と香料では扱う分野が異なると思われがちですが、両者とも化学物質が使われていることは同じです。たとえ微量であっても、過敏症の人には強い影響を与えます。ある程度の量、あるいは低濃度の化学物質に長期にさらされた後、人によっては

身体が過敏な反応を示すようになり、一旦過敏症になれば、その後はごく微量の同じ系統の化学物質にも過敏症が出てしまうようになる、これが化学物質過敏症とされています。その治療法は確立されていません。現段階の対処法として、原因物質の除去や回避が有効とされています。

多くの商品が香料をキャッチフレーズに商品化され、衣食住のあらゆる生活場面に氾濫しています。若い年代の中には、子供のアレルギー対応を優先させて使用に気をつけている人もいます。しかし、家以外で香料が氾濫していれば、安心して外出もできません。

岐阜大学保健管理センター発行の香料自粛の啓発用のニュースには、次のように説明し、自粛を呼びかけております。香料は10から数百種類もの物質を混合させ、そこへ溶剤を添加してつくられます。その物質の中にはアレルギーの原因物質が多くあり、ぜんそく、皮膚炎、偏頭痛を引き起こしやすい。また、神経を痛めたり、ホルモンバランスを崩したり、発がん性、発がん促進作用を持つものもある。例えばシャンプーに含まれる微量な香料の含有量でアレルギー性接触皮膚炎を頻繁に起こすこともあり、自分では気づかないうちに周囲の人々の健康に影響を及ぼしていることに注意を払いたいと述べています。

そこで、市はどの程度香料被害について認識されているのか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 香料被害についての認識についてお答えします。

日常生活では、香水や整髪料、柔軟剤、洗剤、シャンプーなどさまざまな香りに触れる機会がありますが、香りの感じ方には個人差があり、使用する方にとってはよい香りでも、他人にとっては不快である場合があります、日本医師会の機関誌によりますと、不快に感じる人の一部には、それらの香りによって頭痛や目まい、吐き気、咳き込み、皮膚のかゆみ、目、鼻、喉のひりひり感、全身倦怠感、集中力の低下などが生じる人もいるとのことでした。

こうした香料の使用に起因する健康被害については、市の健康相談や消費生活相談、美濃病院などで確認したところ、この3年間、相談はありませんでしたので、特段、香料被害の対応は行っておりません。

市としては、こうした問題があるということは認識しておりますので、今後は香料被害や化学物質過敏症について、国や調査研究機関などが公表する情報に注視してまいりたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 市内においても、学校の給食エプロンの洗濯が、各家庭に1週間終わりますと洗濯をするということで当番で回ってきます。そのときには強烈な残り香があつて気持ち悪いという子供もいるのであります。これは家での会話だから言葉になって出てくるのですが、学校や職場の集団の中では非常に少ない人数であるために、遠慮して言えない、こういった場合が多いかと思えます。洗濯済みのエプロンをつけ、我慢して当番に当たらねばならない子もいるわけでありませぬ。

市は、答弁によりまずと被害に向けての対応は行っていないことがわかりました。相談がないから国や研究機関からの公表を注視するにとどめています。けれども、今のような現実から考えると、これから先、どのように対応していくかが問われております。

岐阜市の保健所生活衛生課では、人口密度の高い住宅密集地等についてはいろいろな問題が発生しているということで、各家庭に啓発用のビラを配布していると聞きます。これは、県が作成しましたリーフレットをもとに、1つは、農薬の飛散防止についてのビラ、そしてこれはそよ風の会と、岐阜県の被害を受けている人たちの団体であるのですが、そうした人たちが、今度は香料被害についてのビラも作成しております。どんな人も安全・安心に暮らせるためには、被害が広がる前に、他の市でビラを活用しての啓発、この美濃市でも一層進めることによって、公共の場所での香害のビラの掲示等もやっていただけたらというように願うのであります。

きょうは参考資料が準備不足で用意できませんでした。これからもし、御検討いただくことになったら、ぜひともそうした参考資料を提示したいと思えます。

きょうはいろいろ多岐にわたっての質問に終始しましたが、いろいろ答弁いただきましてありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時04分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） こんにちは。

発言通告に従いまして、一般質問3点を一問一答で行わせていただきます。

1点目は、自転車保険加入の促進を求める取り組みについてであります。

この5月には、自転車レース、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージが行われ、多くの観衆がわくわく、どきどきさせられたところでございます。自転車は環境に優しい交通手段であり、身近で手軽な乗り物として多くの方が利用しております。その普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にはほぼ匹敵するほどであります。そのために、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故はなかなか減少することはありません。

岐阜県の自転車関係の事故は、平成29年810件、平成30年度は680件発生し、それぞれ9人の方々が亡くなっております。交通事故死者数の10%を超えております。自転車にかかわる事故は総数こそ減少しているものの、自転車対歩行者に限ると、年間2,500件で横ばい状態が続いております。

そこで、総務部長にお尋ねします。

美濃市では自転車事故対策としてと、その周知についてどのような取り組みを行っているか、御答弁をお願いします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 本市の自転車事故対策とその周知についての取り組みについてお答えいたします。

美濃市では、毎年、交通安全運動期間中に交通指導隊、女性交通安全委員、関警察署、中濃地区安全協会の皆さんと交通安全キャンペーンを行い、チラシなどを配布することで自転車の安全運転の啓発を行っております。

各小・中学校では、毎年交通安全教室を開催しており、児童・生徒に安全な自転車の乗り方を指導しております。武義高校ではMSリーダーズが中心となり、街頭指導による交通安全の呼びかけや交通安全講話会を開催しております。また、7月に行われる岐阜県交通少年団自転車安全大会に牧谷小学校6年生が出場します。全国大会出場を目指し、毎日交通安全のルールや知識を学ぶとともに、技術向上のため自転車運転の練習を繰り返し行っております。

学校も全校を挙げて交通安全教育に取り組んでいるところであります。これらの取り組みのように、今後もさまざまな機会を通して交通安全の啓発を行い、自転車の交通事故防止につなげてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

交通安全教育の取り組みについては、平成27年9月の第4回定例会でも御答弁をいただいております。それでは、外国人労働者や高齢者に対する取り組みはどのようなのですか、お尋ねします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 外国人労働者や高齢者に対する自転車の交通安全教育についてお答えします。

昨年の市内で自転車に関係した交通事故件数は4件で、平成29年は1件、28年は4件と、毎年数件程度であり、幸いなことに重大な事故も発生しておりません。これは、交通安全キャンペーンや各学校での交通安全啓発の取り組みの成果であり、市民の皆さんの自転車運転マナーはおおむね良好であると考えております。

このようなことから、特別に外国人労働者や高齢者向けの交通安全教育は行っておりませんが、今後も交通安全啓発とともに、自転車の交通安全についても周知してまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 外国人労働者の方には、企業先への交通安全の啓発をぜひお願いしたいと思っております。

そして、次の質問は、近年、歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約9,500万円の支払いを命じる高額賠償の判決が相次いでおります。ところが、保険への加

入は十分に進んでいないのが現状であり、平成29年に歩行者が死亡、または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は6割にとどまっております。

自転車保険は加入した保険の種類によって補償額はさまざまですが、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっております。低額な費用で手厚い補償を得られるのが特徴であります。

しかし、加害者が保険に未加入だと高額な賠償金も払えない。そして、被害者は十分な補償が受け取られずに泣き寝入りするしかありません。このため、住民に自転車保険の加入を勧める自治体がふえております。いずれの自治体も通学や通勤を含め、自転車を利用する全ての人を対象になります。また、自転車の販売店に対しても、購入者や利用者が保険に加入しているかどうかを確認し、保険加入を勧めるよう協力を求めています。

そこで、お尋ねします。

市民の皆様の自転車保険の加入状況と、その周知への取り組みはどのようなのですか、お尋ねします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 市民の自転車保険の加入状況と、その周知についての取り組みについてお答えいたします。

市民の自転車損害賠償保険の加入状況については正確な数値はわかりませんが、聞き取り調査によると、専門店で購入される70から80%の方が自転車損害賠償保険に加入されるようで、ロードバイクなどスポーツ自転車の利用者は安全意識が高く、ほぼ100%の方が保険に加入されるようです。また、通学に自転車を使う中高生は、ほぼ全員が保険に加入している状況です。

保険加入促進の取り組みといたしましては、先ほど申しました交通安全キャンペーン時にチラシを配布して周知を行っているほか、中学・高校の入学時に保険加入の必要性を説いております。今後とも交通安全の啓発活動の中で加害者とならないための自転車利用や、加害者となった場合の負担の現状を周知することで、自転車損害賠償保険の加入率の向上を図ってまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。ぜひ啓発をお願いしたいと思います。

自転車保険加入の義務化や、促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せております。例えば兵庫県では、平成27年3月、全国で初めて保険加入を義務づける条例が制定されました。27年4月には、兵庫県交通安全協会が損害保険会社と提携し、独自の自転車保険制度を始めております。保険料を含め、年間1,000円から3,000円を支払うと、家族全員を対象に最大1億円まで賠償金を補償しております。現在のところ、加入者は約10万人に上っております。

また、京都市では、平成22年に自転車の安全・安心な利用を促す条例が成立し、全国で初

めて市立小・中学校で自転車交通安全教室の実施を義務づけるとともに、販売業者らに保険加入促進の努力義務を課す内容でありました。そして、この条例をさらに改正し、平成30年4月からは、自転車保険の加入義務づけが始まっております。さらに、京都府城陽市では、平成30年4月から市内在住の中学生を対象に、自転車保険や自転車損害賠償保険などへの加入費用を補助しております。

このように自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は、都道府県、政令市レベルでは24を数え、さらに今年の3月8日には、長野、静岡の両県議会で自動車保険の加入を義務づける条例が成立するなど、制度化の動きは一層広がりを見せております。

本市では、どのようにこれを認識しているのか。そして、本市の自転車保険加入の促進の取り組みはどのようなのかをお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体の広がりをごどのように認識しているのか。本市の取り組みはについてお答えいたします。

平成30年9月現在で条例を制定し、自転車損害賠償保険の加入を義務づけているのは、6府県、5政令市、努力義務としているのが10都道府県、4政令市であります。

県内では、昨年11月に羽島市が自転車損害賠償保険加入の努力義務を定める条例を制定しました。先ほど述べましたように、平成30年の美濃市内の自転車に関係する交通事故は4件ですが、自転車対自転車、自転車対人など自転車が加害者になるような事故は起こっておりません。また、国土交通省の調べによりますと、保険加入義務の条例がある地域の加入率が59%、条例なしの地域の加入率が43%という結果などから、今すぐ条例を制定して保険加入を義務化させるのではなく、まずは自転車の交通安全について啓発活動を行うとともに、保険加入の必要性を県や県警と連携しながら周知していこうと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 自転車事故の加害者、そして被害者、どちらであってもともに不幸でございます。しっかりと県警、県と連携しながら、保険加入がいかに大事かを皆様に周知させていただきたいと思っております。

次に、2つ目の質問をします。

国土強靱化地域計画の策定について、総務部長にお尋ねいたします。

東日本大震災の教訓を機に、大規模災害に備えた事前防災・減災と迅速な復旧・復興に向けた取り組みとして、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布され、施行されております。その基本法の第13条においては、都道府県または市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、都道府県または市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画、国土強靱化地域計画というものを国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係

る当該都道府県、または市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができると規定されております。

この国土強靱化地域計画には、3つのメリットがあります。

1つは、どのような災害等が起こっても、被害の大きさ、それ自体を小さくできる。

2つ、国土強靱化に係る各事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる。

3つ、地域の強靱化は地域の持続的な成長を促す。さらに、地域強靱化の取り組みを国内外に周知・広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価され、結果として内外からの投資を呼び込むことにもつながる。国としては、関係府省庁所管の交付金・補助金等においても支援が講じられるとともに、その交付の判断に一定度の配慮がされることとなっております。

そして、この国土強靱化地域計画の策定状況については、平成31年1月14日現在の集計において、都道府県においては、全団体に計画策定が済んでおります。岐阜県では、平成27年3月19日に岐阜県強靱化計画及び岐阜県強靱化アクションプラン2015として既に公表されております。

また、市区町村においては、愛知県名古屋市、それから豊橋市、田原市、岐阜市、そして羽島市などの計画策定済みが111市町村あります。予定をしておる市町村を入れますと81市町村と国土強靱化地域計画が策定できている状況であります。

そこで、この美濃市においては、国土強靱化地域計画の策定は、現在どのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆さん、こんにちは。

本市における同地域計画の策定はどのようにについてお答えいたします。

国は大規模な自然災害の発生に備えるため、事前の防災・減災対策と迅速な復旧・復興の施策を推進するため国土強靱化計画を策定し、安全・安心な国づくり、地域づくりを推進してまいりました。

また、昨年発生した西日本豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震などの災害により、生活に欠かせない重要なインフラが機能を喪失したことを踏まえ、インフラ緊急点検を行い、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を実施することといたしました。

また、県においては、どんな自然災害が発生しても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県をつくり上げるため、岐阜県強靱化計画に基づくアクションプランを策定し、毎年事業の進捗状況を検証しております。

現在、美濃市において考えられる災害として、砂防河川周辺の土砂災害や1級河川長良川、板取川の氾濫、さらには市街地における家屋の倒壊や火災の発生などが危惧されておりますが、こうした災害から市民の生命、財産を守るため、これまで河川の改良や道路、橋梁の長寿命化事業、公共施設や水道設備の耐震化、個人住宅の耐震化診断事業等を実施してまいりました。しかし、近年では想定をはるかに超えるような豪雨や巨大地震の発生が危惧されて

いるため、今後も引き続きこうした防災・減災事業を実施していくとともに、早目の情報提供を行い、いち早く避難できるような体制づくりが必要であると考えます。

御質問にあります市強靱化地域計画の策定については、こうした現状を踏まえ、次期総合計画策定時において検討してまいりたいと考えています。

[8 番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 8 番 岡部忠敏君。

○8 番（岡部忠敏君） 強靱化計画、次期総合計画策定時において検討してまいりたいということでありますので、何とぞ次期総合計画には、この強靱化計画を考えてつくってもらいたいと思っております。

続きまして、3 点目ですが、地区防災計画について総務部長にお尋ねいたします。

平成 7 年 1 月に発生しました阪神・淡路大震災では、倒壊家屋の下から助け出された方、全体の約 8 割の方が近隣住民の方々によって助け出されております。また、助け出された方の約 7 割弱が家族を含む自助であり、約 3 割が隣人などの共助でありました。そして、平成 23 年 3 月に発生しました東日本大震災で、自助・共助の重要性を改めて認識させられております。

このような状況を踏まえまして、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するために、平成 26 年 4 月から地区防災計画制度がスタートされております。自分たちの地域は自分たちで守るを基本に、各地域を中心とした自主防災組織が結成されており、さらに地区防災計画の策定が進むことが市全体の災害対応力の向上につながり、防災・減災になると考えております。

そこで、1 つ目の質問として、市の災害対応力の向上につながる地区防災計画の認定に対して認識はどのようなのか。また、その課題はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 地区防災計画の認定に対する認識はどのようなか。また、課題はあるかについてお答えいたします。

地区防災計画とは、災害対策基本法に基づき、市内の一定の地区に居住する住民や事業者等が協働して地域住民の生命、財産を守るため、自発的に行う防災活動を定めた計画であります。

東日本大震災などの過去の例から見てみますと、行政機能が麻痺するような大規模災害が発生した場合、自助・共助・互助・公助が連携することで、災害発生後の救助体制がうまく機能することが改めて強く認識され、まず自分の身は自分で守る自助が重要であり、その上で地域コミュニティで助け合う共助・互助の力が重要であることが再認識されました。こうした教訓を踏まえて、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から災害対策基本法が改正され、地区防災計画制度が新たに創設されました。

市としましても、地域住民みずから策定する地区防災計画はととても有益なものであり、取り組みを支援していきたいと考えていますが、そのためには、防災に対する見識があり、

地域のために意欲を持って防災活動を行っていただける人材が必要で、そうした方の発掘、育成が課題であると考えています。活動しやすいように小さな単位で計画をつくっていただき、お互いに助け合うことで市全体の防災力が高まっていくと考えます。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

地区防災計画は、地域住民がみずから関与して計画を練り上げていくボトムアップの計画であります。地域の特性と地域の強みを生かします。さらに、地域の方々が一緒になって地域の防災を考え、対策をとることは、地域のきずなが深まります。地区防災計画の制度の普及、そして啓発は、市としてはどのようにしていくのか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 地区の特性と地域の強みを生かした地区防災計画の普及、啓発方法はどのようなかについてお答えいたします。

市内ではそれぞれ地域によって自然環境や居住者等が異なるため、災害に対する考え方、防災意識もおのずと異なり、それぞれの地域の特性に応じた防災計画を策定する必要があります。

また、先ほど申し上げましたが、地区防災計画は、行政から指示をして作成するようなトップダウン型の計画ではなく、地区住民等が自発的に行う防災活動について、ボトムアップ型で定める計画であり、地区居住者等みずから活動主体となり、率先して防災活動に取り組む自助・共助・互助に特化した計画であります。

こうした制度の普及・啓発については、地域のために意欲を持って防災活動に取り組んでいただける方を中心に、自主的な発想の中で計画を策定していただけないと地域に浸透していかないと思われるため、そうした方々を対象にした研修会や講演会などを開催して普及に努めていきたいと考えております。

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 地域の防災力のアップ、それこそ美濃市の防災力のアップにつながってまいります。地域で、地域防災計画が速やかに普及、啓発できることを強く望んでおりますし、地域における防災士の育成にも力を注いでいただきたいと思いますと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） みなさんこんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告に従い長良川遊水地などによる洪水対策について、のり愛くんについて、太陽光発電施設の開発について、国民健康保険税についての4点について、一問一答にて一般質問を行います。よろしくお願ひします。

まず最初に、長良川遊水地関係を質問いたします。

長良川流域の住民にとって川の恩恵と同時に、その氾濫の恐怖も同時に甘受してきました

が、近年、頻繁に集中豪雨などによる洪水に見舞われることが多くなってきました。昭和の伊勢湾台風、室戸台風の暴風による被害はすさまじいものでありました。その後、治山治水も兼ねて、当時の林野庁は強風で倒壊した山林の復興のため積極的に補助金を出し、広大な地域に針葉樹の植林を推奨してきました。

しかし、20、30年後の間に植林地の下草刈りを含む手入れが行われず、また国産材の採算割れが続き、広大な植林された山は放置され、針葉樹の傾斜地は至るところで崖崩れ、しかも山の保水力の大幅な低下に陥っています。

本来、治水対策は、山やその周囲の田畑、河川、道路など複合的で総合的な対策が必要なものであり、広大な流域の治水政策を国に求めるものであります。そのような中で、今回の長良川遊水地に関する国土交通省の計画は、河川部分の対策ではありますが、その効果を期待するものであります。

長良川遊水地の候補地選定については、戦後最大規模の洪水となる平成16年10月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目的に、板取川合流地点から下流の区間において、遊水機能を生かした洪水調節施設を整備するため、当初6カ所、美濃市から岐阜市間の候補地が国土交通省内で検討されてきました。地元に対する計画の説明は、2019年5月25日国交省による説明会が開催され、5月20日に行われた木曾川水系流域委員会です承された内容及び遊水地の概要について地元に対して説明がありました。

その中で具体的な計画については今後進められるとのことでしたが、おおむね10年をかけて整備を進めていきたいとの説明がありました。この計画は遊水地周辺の地元及び美濃市の生活環境、経済等に大きな影響を与えることとなります。美濃市がこの計画をどの程度把握し、今後どのように生かしていくのか質問をいたします。

まず最初の質問です。長良川遊水地などによる洪水対策として、ダムを含む概要はどのようなものか、建設部長にお尋ねします。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） ダムを含む概要はどのようなものかについてお答えいたします。

長良川の洪水対策については、国や県において、河口堰、しゅんせつ及び護岸の整備等を行っているほか、内ヶ谷ダムの建設促進など総合的に整備が進められております。

長良川遊水地計画は、国土交通省が策定する木曾川水系河川整備計画に基づき進められるもので、戦後最大規模の流量を記録した洪水となる平成16年10月の洪水と同規模を安全に流下させるため、上流のダムにより毎秒約200トン及び遊水地により毎秒約200トンの合計400トンの洪水調整機能を確保する計画でございます。

ハード面での整備が進められておりますが、市民の皆様には、豪雨や台風による洪水や氾濫に対して、日ごろより防災意識を持ち準備を行っていただくとともに、市の出す情報に耳を傾けていただき、早目の行動、避難をお願いしたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

計画そのものは、平成16年の洪水を想定した治水計画で遊水地上流で10センチ、下流で12センチ、この水位の上昇を数時間抑える、こういったことを想定された計画だということが、この間の調査、また建設部長の御回答によりわかりました。なお、横越地区の遊水地の当時の容量は87万立方メートルと理解しております。ありがとうございます。

続きまして、地元説明会の経過と出された要望や意見はどのようなものか、お答えいただきたいと思います。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 地元説明会での経過と出された要望や意見についてはどのようなものかについてお答えいたします。

かねてより流域委員会の開催といった節目などで、地元横越自治会や中島財産組合、周辺自治会に対しまして合わせて20回以上の説明を行っております。説明会を通じまして、安全・安心の確保と遊水地計画につきまして御理解をいただいているところでございます。

6月29日には、本市におきまして、国土交通省により木曾三川ふれあいセミナーが開催される予定となっております。多くの方に御参加いただき、さらなる理解をいただければと考えております。

地元説明会での要望や意見としましては、「川の中にこのような構造物をつくって本当に大丈夫なのか」と心配される意見や、「中島の樹木が大きくなり洪水時は心配である。この機会を逃さないよう事業を推進してほしい」との賛成意見などがありました。

ほかには、長良川本流の話ではなく、降った雨が長良川にはけなくなることが心配という内水に関する意見もございました。内水対策に関しては、遊水地計画と直接の関係はないと考えておりますが、関係する住民の皆様が安心されるよう、あわせて検討してまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

部長が説明されたみたいな形での説明会がこの間行われてきたと思いますが、美濃市民全体については、この計画があまり伝わっていない、このように考えております。特に長良川左岸・右岸の住民説明会が横越地域しか行われておらず、早急に右岸の前野地区、極楽寺地区、笠神地区、左岸の美濃地区、下渡地区、中央地区、生櫛地区などへの住民の説明会が必要だと私は考えております。

また、漁業関係者や中濃用水事業組合等へも同様の配慮が必要だと、こんなふうを考えております。要望意見では、時間の関係でたくさんは申しませんが、特に横越地区においては、堤防道路と山間部との間に大量の水がたまるのではないかと、部長が先ほど言われたような形での意見が多数出されております。

次に、これまでに実施された国土交通省による自然環境調査と試掘調査についてお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） これまで実施された自然環境調査と試掘調査はどのようなものかについてお答えいたします。

国土交通省によります自然環境調査につきましては、平成27年度より陸上昆虫類や鳥類の調査を実施されております。希少な動植物等で注意が必要な種は確認されていないとお聞きしております。試掘調査につきましても、平成27年度に河川内の地下水位や地盤条件を把握するため、地質調査を実施しているとお聞きしております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

続きまして、木曾川水系流域委員会での審議内容をどの程度把握されているか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 木曾川水系流域委員会での審議内容についてお答えいたします。

令和元年5月20日の木曾川水系流域委員会において、6カ所の遊水地候補地から平成16年10月洪水と同規模の洪水対策のため、整備箇所といたしまして、本市の横越地区と関市池尻地区の2カ所が了承されております。

また、国土交通省より木曾川水系河川整備計画の変更に向けた今後のスケジュールについても紹介があり、本年度内に変更計画の策定を行うことが了承されております。この委員会で委員の方からは、想定以上の洪水が発生した際の対応について、今後検討するよう意見も出されております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

同じような形で、また市の対応ということでもどのように考えてみえるのかということをし言われたもんですから、同じふうな形で質問いたします。

○議長（古田 豊君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 市の考えについて、今後どのようなかということについてお答えいたします。

木曾川水系流域委員会におきまして、候補地として了承されました横越地区は、今後、木曾川水系河川整備計画の変更に伴い位置づけられます。具体には、国土交通省により今後詳細な計画が進められるため、本市といたしましては、洪水対策として市民の安全・安心が確保されるよう、できる限り早期の完成を目指して進めてもらうよう調整してまいります。

また、平時においては、遊水地内の利用について市民が有効に活用できるように要望してまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

遊水地が予定されている中島地区は、長良川水系の中でも自然環境及び景観がすばらしく、地元のみならず他地域からの訪問者にとっても憩いの場になっていますが、この計画実施により、その自然環境は大きく変貌します。しかし、流域の洪水による氾濫を抑える目的にはかえがたいものだと思っております。

長良川遊水地にかかわる国土交通省中部整備局では、整備に当たっては、当該地域の開発状況と遊水地計画を総合的に検討し、地域の振興に資するような開発プロジェクトと協調を図るなど今後検討して決定していく。これは、平成29年度の第1回木曾三川ふれあいセミナーで表明しております。市としても、積極的に関与されることをぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、質問第2項の美濃市乗り合わせタクシー、通称「のり愛くん」について質問いたします。

過疎化と高齢化が進む地域の商店の廃業が続く中で、商業施設や医療機関への市民の移動手段を確保することは、市民生活にとって大変重要なことになっております。また、冒頭、市長が高齢者による交通事故の件もお話されましたように、美濃市においては、「のり愛くん」の運用により数万の方が活用され、まさに生活に欠かせないものになっております。利用者と運用に関わる方々の努力により、さまざまな改善が行われてきた中で6年が経過しようとしていますが、市民からはさらなる改善の要望が寄せられてきております。以下に列挙する質問に回答いただき、今後の改善を要望いたします。

1つ目です。現行システムに至る経過はどのようなものか、お願いします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 「のり愛くん」について、5点の質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目、現行システムに至る経過はどのようなものかについてお答えいたします。

今から7年前になりますが、平成24年当時、美濃市では、公共交通移動手段としてコミュニティバス、民間路線の廃止代替である牧谷線、このほか実証実験としてスクールバスの空き時間に利用する無料市街地循環線の3つが走行しておりました。

そういった中、利用者数の減少と市の負担額の増大が大きな課題となっておりました。そのため、市では平成24年3月、7月の2回、市民懇談会を開催し、延べ47回、約900人の方に参加をいただき、公共交通の状況について御意見をいただきました。

これらを受けて、市ではデマンド方式の導入により利便性の向上、経費削減を目指すこととし、平成24年11月から試験運行の実施に至りました。試験運行の実施では、デマンド式の導入が合致するのか、市民のニーズ調査などの検証をいたしました。その結果、利用者数の増加、利用者の満足度が高いという結果が得られたことから、平成25年10月1日から本格運行を開始し、現在に至っております。

なお、車両体制は、当初は9人乗り2台、4人乗り3台でしたが、平成28年4月からは、9人乗り3台、4人乗り2台で運行をしております。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

ところで、この事業に係る経費の内訳をお示ししていただきたい、このように思います。お願いします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 2点目、事業に係る経費はどのようなかについてお答えいたします。

平成30年度実績では、事業に係る全体経費は5,086万円余りであり、内訳は、運行車両借り上げなどの経費が4,452万円余り、予約管理に係る経費が634万円余りとなっております。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 国・県からの補助金があると思いますが、この名目と内訳、この間の推移をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 3点目、国・県からの補助金、名目と内訳、この間の推移はどのようなかについてお答えいたします。

過去3年間の状況を見ますと、国庫補助金につきましては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金として、平成28年度は645万5,000円、平成29年度は431万3,000円、平成30年度は374万3,000円の交付を受けております。また、県補助金につきましては、市町村バス交通総合対策費補助金として、平成28年度は247万6,000円、平成29年度は473万2,000円、平成30年度は548万6,000円の交付を受けております。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

この内訳ですが、平成28年度は国が72.3%、県が27.7%。平成29年度は、国が47.7%、県が52.3%、平成30年度が、国が40.6%で県が59.4%、このような形になると思います。国庫補助金の減少が著しくあることがよくわかりました。

続きまして、現行制度の見直しについてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 4点目の現行制度の見直しについて、どのように考えているかについてお答えいたします。

「のり愛くん」は、本格運用を開始してから約5年半以上が経過し、便利で誰もが安全・安心に移動できる持続可能な公共交通として定着したと認識しております。そのため、抜本的な見直しは考えておりません。

[3 番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3 番 服部光由君。

○3 番（服部光由君） ありがとうございます。

「のり愛くん」について、市内全域同一料金、停留所の変更増設、中濃厚生病院への運行について、かなりの市民の方から御要望があります。市の考えはどのようなものか、お聞かせください。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 最後に5点目、市内全域同一料金、停留所の変更増設、中濃厚生病院への運行について、市民からの要望があるが、市の考えはどのようにかについてお答えいたします。

まず市内全域同一料金についてですが、そもそも「のり愛くん」は、美濃病院への通院や市街地での買い物などの利便性を高めるため、市街地と各地を結ぶ路線として始めたコミュニティバス「わっちも乗るCar」の代替として運行している前提があり、市街地を經由しない各地区間のみの移動については、現在認可されている地域フィーダー系統、いわゆる長良川鉄道や民間の路線バスとの接続を前提とした運行形態ではないため、制度上運用が認められるかどうか、引き続き検討してまいりたいと思います。

次に、停留所の変更・増設についてであります。医療機関の新設や住宅団地が開発された場合などについては、停留所を増設することも考えられますが、変更については、地域の方々が話し合いをしていただいた結果、変更を希望されれば柔軟に対応してまいります。

最後に、中濃厚生病院への運行については、以前から要望があることは承知しておりますが、美濃市区域外への運行は、先ほど申しましたように、既存の鉄道やバス路線との接続を前提とした地域フィーダー系統として認可された運行形態から外れるため補助金の対象とはなりません。そこで、新たな制度としてタクシー運行事業者への補助等となれば経費が増大することとなりますし、既存タクシー業者との競合やタクシー運転手の確保など、多くの問題がありますので、「のり愛くん」の延長としての導入は、現段階においては困難であると考えております。

[3 番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3 番 服部光由君。

○3 番（服部光由君） ありがとうございます。

美濃市の「のり愛くん」のシステムは、これまで市民とともに、本当に担当者の方が苦労されてこのシステムをつくられてこられた、こういったふうに伺っております。また、近隣自治体からも注目されて、先日も日本共産党の岐阜の市会議員、大垣の市会議員、県会議員などが調査に訪れております。

平成30年度の利用者の上位10の動向を見ますと、病院関係の乗車が5,440人、降車が5,224人となっており、この間の市民の要望の病院への運送、これは非常に多くなっております。同様に中濃厚生病院への交通手段も希望としては非常に大きい、このように考えております。

「のり愛くん」でなくても、もう少し別な形で、ぜひとも中濃厚生病院へ美濃市から直行のバスみたいなものをされるよう、ぜひともよろしくお願ひしたいなど、今後検討されるよう要望いたします。ありがとうございました。

続きまして、太陽光発電施設の開発について御質問いたします。

自然エネルギーの利用による発電施設が随所で建設されております。美濃市においても農地などが耕作できず各所で転用されておりますが、この施設の近隣の住民との間で少くないトラブルがあることが寄せられております。反射光によるもの、まぶしい、反射熱、パワーコンディショナーの動作音、電波障害、雑草の苦情、また除草剤散布が農業用除草剤ではないため、隣地の農作物に被害が出た、景観の悪化、敷地内に子供が入り込み事故などのおそれなど、事前に住民との合意を得た上で施設の建設が求められております。

美濃市における太陽光発電施設の開発などの状況はどのようなものか、建設部参事にお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 建設部参事 島田勝美君。

○参事兼都市整備課長（島田勝美君） 美濃市における太陽光発電施設の開発などの状況はどのようなかについてお答えいたします。

現在、国のエコ政策によるエネルギー対策は、CO₂削減や地球温暖化防止の観点から、太陽光や水力、風力などの自然エネルギーを活用した発電が推奨され、売電単価を国が定め、拡大を図っているところです。

こうした中、岐阜県に確認したところ、美濃市の太陽光発電施設の現状としましては、建物の屋根に設置しているものを含めて、発電量10キロワット未満が281件、10キロワットから50キロワット未満が504件、50キロワットから100キロワット未満が16件、100キロワット以上がゼロ件の合計801件となっております。

なお、農地転用を行い施設を設置した案件が76件、山林の伐採届を提出して施設を設置した案件が8件であります。現在、801件の太陽光発電施設がありますが、いずれも売電の許可に必要な資源エネルギー庁が制定したガイドラインに沿った事業となっております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございました。

住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまちづくりのためにも、市として、美濃市の中で、太陽光発電施設などの開発に対する条例についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 建設部参事 島田勝美君。

○参事兼都市整備課長（島田勝美君） 美濃市での太陽光発電などの開発に対する条例について、どのように考えているかについてお答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、本市は、太陽光発電に伴う開発においては、国の示す太陽光発電事業計画策定ガイドラインに従った事業を行っているものと認識しております。

また、平成24年から開始された再生可能エネルギーの全量買い取り制度の導入により、太陽光発電施設の設置が増加しております。しかし、現在のところ、本市におきましては、太陽光発電施設の設置などの開発に特化した規制はございません。

ただし、環境保全の観点から、美濃市環境保全に関する条例や住みたいまち美濃市の環境を守る条例がございます。また、太陽光発電に関するガイドラインとしては、資源エネルギー庁が制定した太陽光発電事業計画策定ガイドラインや、環境省の太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインがあり、これらに基づき指導を行っております。

こうした中、県内の他の自治体では、太陽光発電の設置などの開発に特化した届け出や区域規制等について定めているところもあります。美濃市においては、市民の安全・安心の生活が確保できるよう、太陽光発電施設などの開発に対する条例の制定について、引き続き今後も検討してまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

今ある条例の中で、開発業者と市民とのトラブルを解決するために、担当者の方がさまざまな働きかけを行っておられることに感謝しております。ぜひともこのことをさらに強めていただきたいと思いますと同時に、隣の関市でもそうですが、太陽光発電設備に関する条例に特化している条例をぜひとも検討していただけるようよろしくお願いいたします、このように思います。ありがとうございます。

最後になりましたが、国民健康保険税についてお尋ねいたします。

国民健康保険税は今でも高過ぎる水準にあります。協会けんぽ、組合健保、共済などの他の公的医療保険と比べても大きな格差があります。もともと現行の国保制度がスタートした当初は、政府は、国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要があると、このように認めていた経過がありました。

ところが、政府は1984年の法改定で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の構成も、かつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では43%が無職、34%が非正規雇用などの被用者で合わせて8割近くになっております。

こういったことから全国知事会は、2014年に国保に公費を1兆円投入することで国保税を協会けんぽ並みの負担率にすることを国に要求してまいりました。国保の都道府県化が実施された昨年の2018年以降も、引き続き国定率負担の引き上げを求めています。また、全国市長会も国庫負担割合の引き上げを要求しております。加入者の所得や生活の実態から、現在の国保税が高過ぎることが国民健康保険制度の構造的な問題であるという認識は、地方自治体関係者の一致した認識ではないでしょうか。

私ども日本共産党は、国保料を協会けんぽ並みに引き下げる方法として、事実上の人头税

である均等割、平等割をなくすことも提案していますが、国保財政への公費負担は、国と都道府県で4.6兆円、国が75%、都道府県25%であり、これを1兆円ふやせば、国保料を協会けんぽ並みに引き下げることができると試算しております。国民保険加入者の平均保険料1人あたりは、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。

そこで、2014年に全国知事会が要望した国庫からの1兆円の財政投入について、市長はどのように考えておられるか、所見をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 国民健康保険税に係る全国知事会からの要望ということについてのお尋ねでございますけれども、御質問の全国知事会が要望した1兆円の国庫投入というこの話につきましては、平成26年7月の自民党の社会保障制度に関する特別委員会におきまして、全国知事会の社会保障常任委員会の委員長が、国保の財政基盤強化と保険料の軽減のために発言されたというふうにお聞きをしております。

しかしながら、平成30年度に国保制度の改革が行われまして、都道府県が財政主体となることになりました。それにあわせて国も低所得者に対する保険料の軽減や財政基盤の強化のために3,400億円の公費拡充を行っており、知事会、あるいは市長会としましては、その継続を今現在は求めているところでございます。

なお、制度改革前の全国の市町村国保の状況を見ますと、平成29年度でございますけれども、単年度収入が15兆7,000億円、そのうち保険料が19%、国及び地方自治体の支出金が34%、他の健保組合からの拠出金が47%となっております。また、平成30年度及び令和元年度につきましては、さらなる公費の拡充がなされており、公費の負担割合はふえているということでございます。

一方、本市の状況でございますけれども、平成30年度の決算では、単年度収入が24億4,000万円余の内訳は、保険税が5億4,000万円、国県の支出金が17億3,000万円、市の繰入金が1億7,000万円で、実質的な収支としましてはほぼ均衡がとれていると、こんな状況でございます。

なお、今回の県一本化に伴いまして保険税の見直しを行ったところ、1人当たりの保険税額につきましては、1万3,000円ほどの減額となっております。今後は加速する高齢化、医療の高度化に伴う医療費の増大などが懸念されておりますので、まずは健康年齢5歳アップ事業を推進し、医療費の抑制を図るとともに、市民の皆さんの健康増進を最優先として取り組んでまいりますけれども、増額部分については、また国・県のほうに財政支援を求めていますと、こんな考え方でおります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

これを持ちまして、私の質問は終わらせていただきます。

この間、市の関係者の皆さん、いろんな調査に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。そういう中で、市の職員の方々が本当に市民の方に、何とか美濃市の中で生活できるように、うまくいくようにといったことを一生懸命頑張っておられる姿が目につきました。これからもぜひ、私ども市議員もともにそういったことの運動を続けていくつもりではありますが、市民と直接お近づきになれる職員の皆さんのこれからのさらなる奮闘をぜひよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより10分間休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午後 3 時12分

再開 午後 3 時21分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、9番 辻文男君から発言を求められておりますので、これを許可します。

○9番（辻 文男君） こんにちは。

きょう、一般質問の中で、野口五郎さんの出身町内を相生町と申しましたけれども、私のほうの調査不足で常盤町ということの御指摘をいただきました。それで発言のほうを出生地を常盤町ということに訂正させていただきますので、よろしく願います。以上でございます。

○議長（古田 豊君） 先ほどお手元に配付いたしましたとおり、議第35号、議第36号、議第37号の3案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第35号から議第37号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 議第35号から議第37号までの3案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第35号から議第37号までの3案件について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） それでは、議第35号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

赤スタンプ3の追加議案集の1ページをお開きください。

（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設に伴う主体工事の請負契約につきましては、

事後審査型条件つき一般競争入札の方法により5月22日に入札を行いました。

落札候補者が決定いたしましたので、書類提出を求め、審査を行いましたところ、適正と判断しましたので、5月28日付で青協・西村特定建設工事共同企業体と仮契約を締結いたしました。

つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容につきまして御説明させていただきます。

契約の目的は、（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設に伴う主体工事でございます。

契約の方法は、事後審査型条件つき一般競争入札でございます。

契約の金額は、9億8,318万円でございます。

契約の相手方は、青協・西村特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、関市倉知3204番地の4、青協建設株式会社、代表取締役 各務剛児、構成員は、美濃市片知2716番地、株式会社西村工建、代表取締役 加藤公由でございます。

次に、議第36号について御説明申し上げます。

2ページのほうをお開きください。

これも（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設に伴う電気設備の工事の請負契約につきまして、条件つき一般競争入札により6月19日に入札を行いました。

落札候補者が決定いたしましたので、書類提出を求め、審査を行いましたところ、適正と判断いたしましたので、6月20日付でサンテック・小川電気商会特定建設工事共同企業体との仮契約を締結いたしました。

つきましては、これも先ほどの条例と同様の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容について御説明させていただきます。

契約の目的は、（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設に伴う電気設備工事でございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入札でございます。

契約の金額は、2億5,652万円でございます。

契約の相手方は、サンテック・小川電気商会特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、郡上市白鳥町白鳥1056番地の1、サンテック株式会社、代表取締役 山口里美、構成員は、美濃市曾代498番地の1、有限会社小川電気商会、代表取締役 小川素弘でございます。

次に、議第37号も工事請負契約の締結についてでございますので、議案集の3ページをお開きください。

これも（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設に伴う機械設備工事の請負契約につきまして、事後審査型条件つき一般競争入札の方式により、5月22日に入札を行いまして、落札候補者が決定いたしましたので、書類提出を求め、審査を行いましたところ、適正と判断いたしましたので、5月28日付で戸島・美濃特定建設工事共同企業体と仮契約を締結いたし

ました。

この案件につきましても、先ほどと同様に条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容につきまして御説明させていただきます。

契約の目的は、これも（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設に伴う機械設備工事でございます。

契約の方法は、事後審査型条件つき一般競争入札でございます。

契約の金額は、2億3,100万円でございます。

契約の相手方は、戸島・美濃特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、岐阜市本郷町5丁目16番地、戸島工業株式会社、代表取締役 荒川晶一、構成員は、美濃市極楽寺729番地の1、美濃設備株式会社、代表取締役 河合克宣でございます。

以上で、議第35号、議第36号、議第37号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（古田 豊君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日3時32分までに事務局へ御提出ください。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時33分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑がないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 討論は特にないと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第35号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第35号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第36号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第36号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第37号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第37号は原案のとおり可決いたしました。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（古田 豊君） ただいま議題となっている議第29号から議第33号までの5案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は6月26日午前10時から、民生教育常任委員会は6月27日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから6月27日までの6日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから6月27日までの6日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（古田 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月28日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後3時36分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月21日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 梅 村 辰 郎

署 名 議 員 永 田 知 子

令和元年6月28日

令和元年第2回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

令和元年 6 月 28 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 29 号 令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 議第 30 号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第 31 号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 32 号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 33 号 美濃市下水道処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 6 までの各事件

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君	秘 書 課 長	西 部 睦 人 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原義則	議会事務局次長 兼議事調査係長	辻美鶴
議会事務局書記	平田純也		

開議の宣告

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 古田秀文君、8番 岡部忠敏君の両君を指名いたします。

第2 議第29号から第6 議第33号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 日程第2、議第29号から日程第6、議第33号までの5案件を一括して議題といたします。

これら5案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君。

○総務産業建設常任委員会委員長（太田照彦君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月26日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第29号 令和元年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号 美濃市下水道処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（古田 豊君） 次に、民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○民生教育常任委員会委員長（佐藤好夫君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月27日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第29号 令和元年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、民生教育常任委員

会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（古田 豊君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第29号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第29号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第30号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第31号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第32号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第33号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第33号は委員長報告のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（古田 豊君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和元年第2回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時09分

市長挨拶

○議長（古田 豊君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第2回美濃市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

また、改めまして6月18日午後10時22分に山形県沖を震源とする震度6強の地震が発生いたしました。負傷されました皆様方を初め、被災されました全ての皆様にお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧・復興をなされますことをお祈り申し上げたいと思います。

さて、今定例会におきましては、令和元年度美濃市一般会計補正予算を初めとする9件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決いただき、まことにありがとうございました。適正な事務事業の執行に努めるとともに、会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望につきましても十分検討し、市政の進展に努めたいと思っております。

終わりに当たりまして、これから本格化する梅雨に加え、暑い夏を迎えます。また、体調を崩しやすい時期でもございます。議員各位には、健康に十分御留意され、市政進展のために、なお一層の御活躍を賜りますようお願いを申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 本定例会には、令和元年度一般会計補正予算を初め、重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして市政進展に尽くされますようお願いを申し上げます。本日は御苦勞さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月28日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 古 田 秀 文

署 名 議 員 岡 部 忠 敏

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第29号	令和元年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中所管に関する事項	原案可決
議第31号	美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第33号	美濃市下水道処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和元年6月26日

総務産業建設常任委員会委員長 太田 照彦

美濃市議会議長 古田 豊様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第29号	令和元年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中所管に関する事項	原案可決
議第30号	令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第32号	美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和元年6月27日

民生教育常任委員会委員長 佐藤 好夫

美濃市議会議長 古 田 豊 様